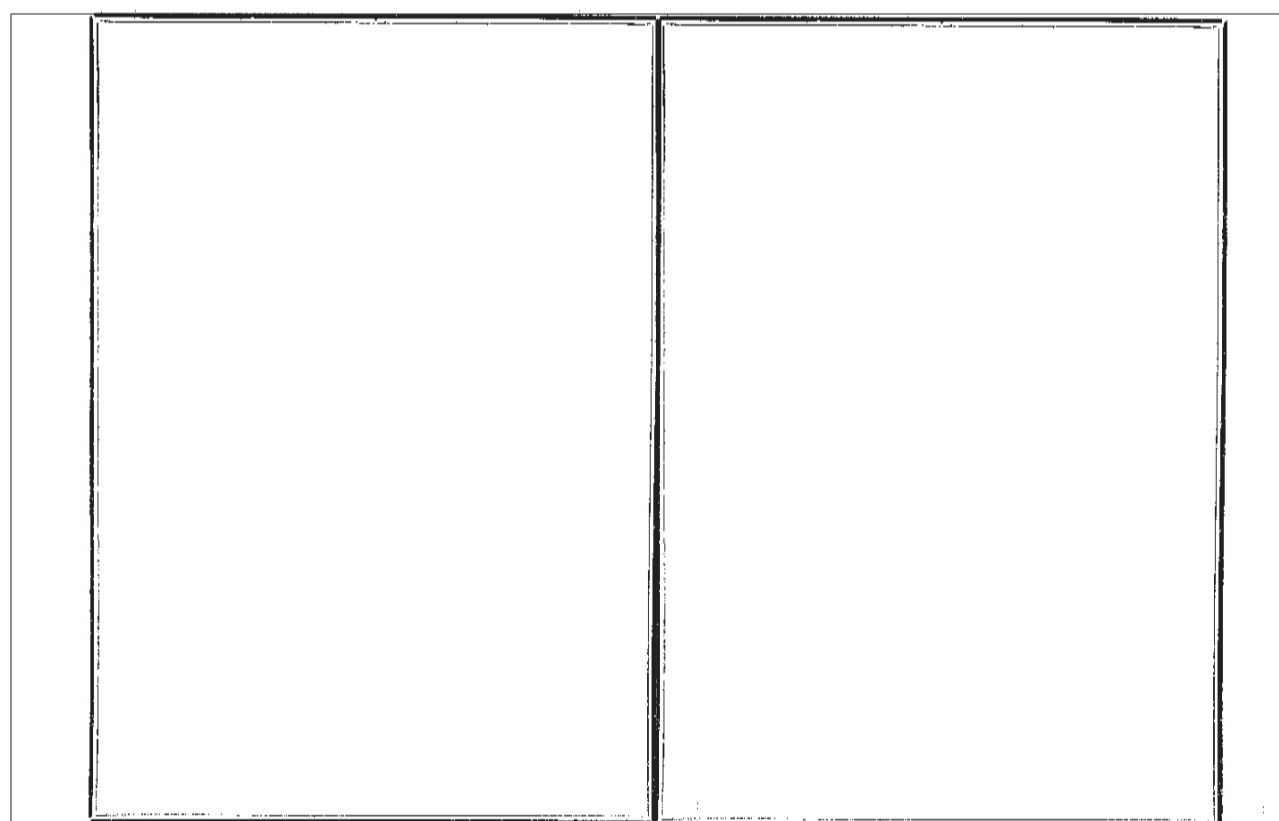
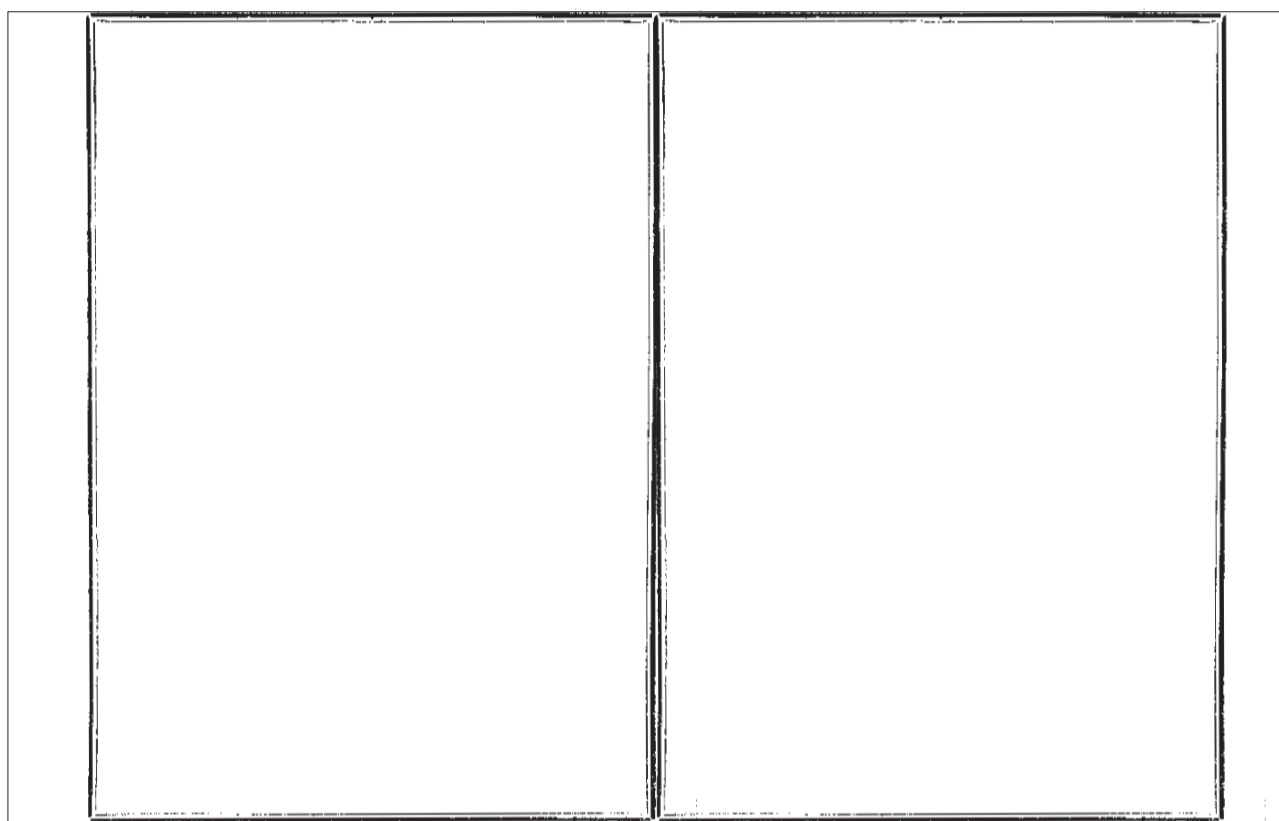


議事速記錄第四十三號

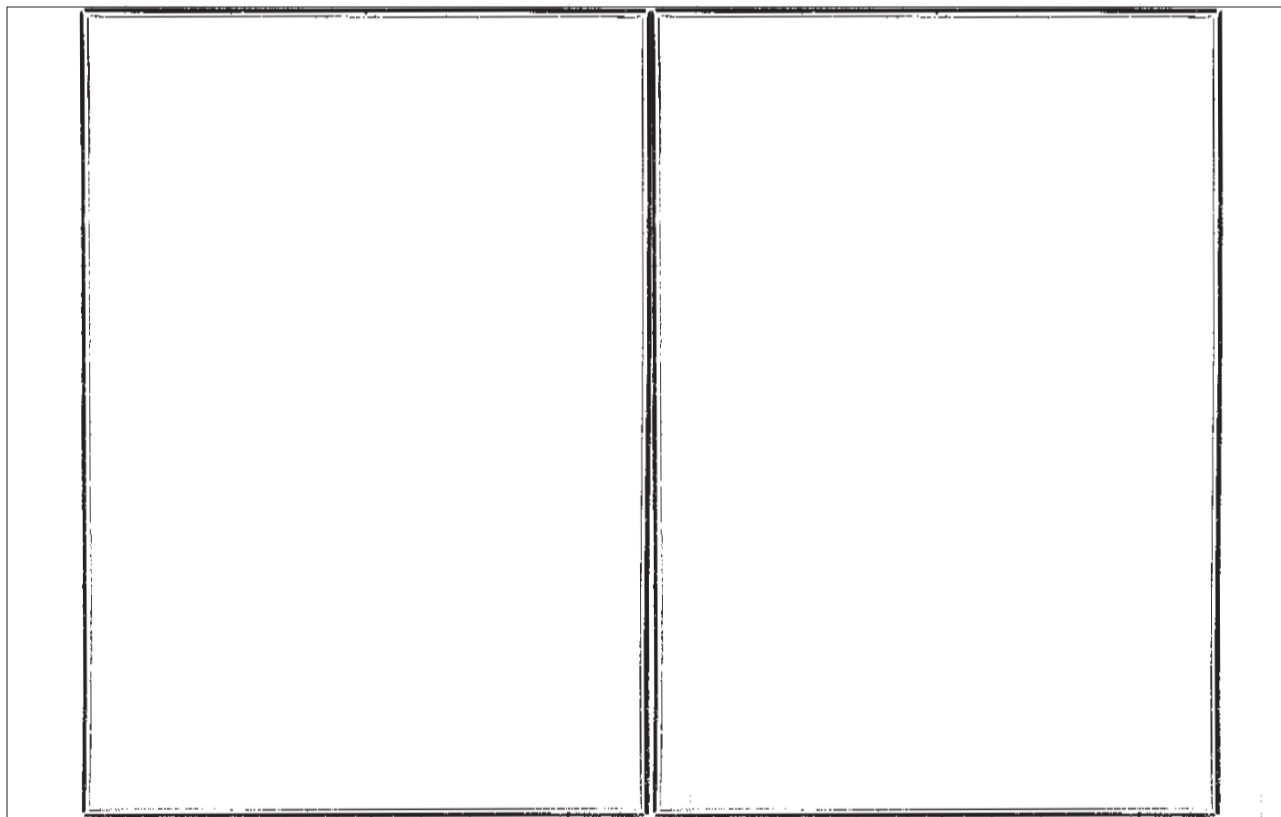
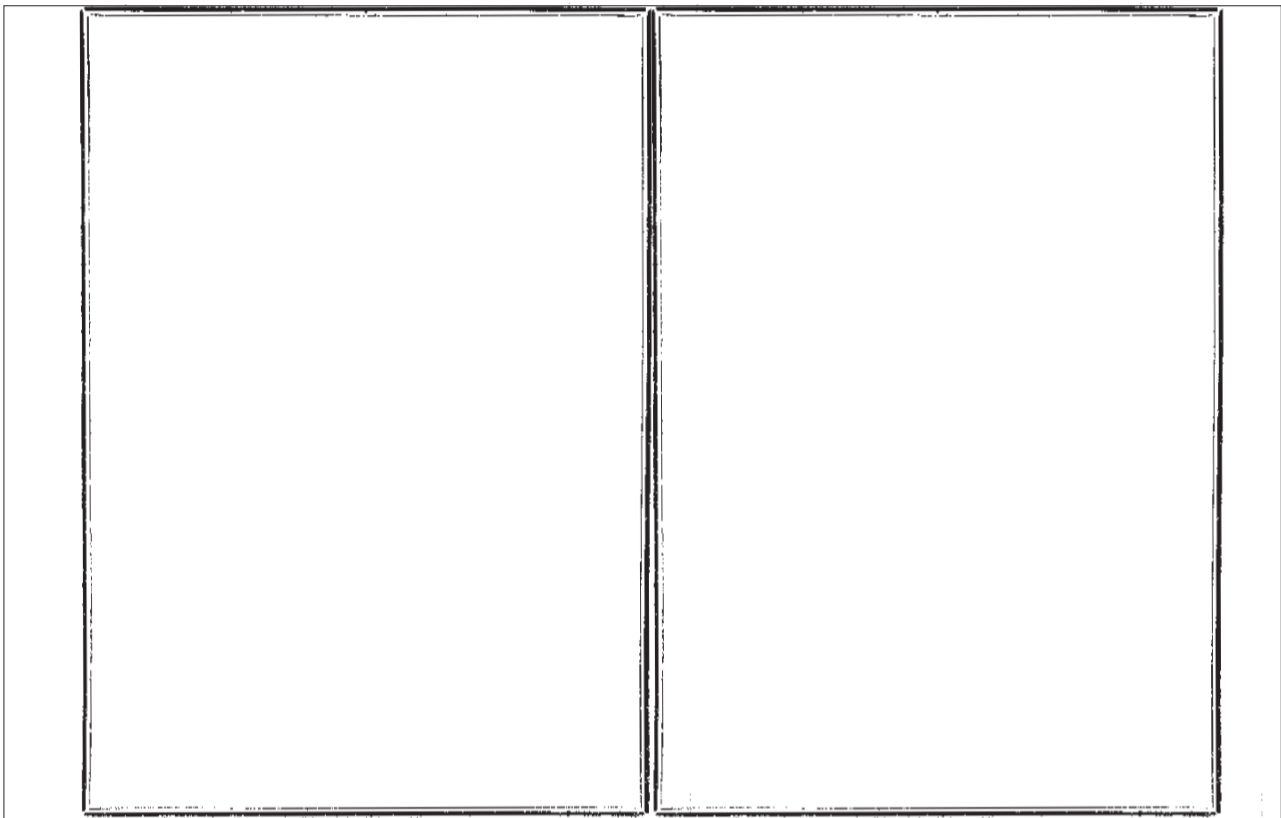
昭和四年第二十六次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事録目次

- 第一、實業復興資金特別會計條例案
 - 第二、興業資金貸付委員會條例案
 - 第三、興業資金貸付條例案
 - 第四、昭和四年度特別會計實業復興資金豫算案
 - 第五、特別會計埠頭築造費不足額ヲ一般會計ヨリ支出ノ件
 - 第六、昭和四年度居留民團歳入出追加豫算案
 - 第七、行政委員及豫備行政委員選舉
 - 第八、會計検査委員選舉
- 附 録
- 五 四 元 五 毫 六 分



昭和四年第二十六次居留民會臨時會議事速記

昭和四年十二月五日於公會堂

議事日程

- 第一、實業復興資金特別會計條例案
第二、興業資金貸付委員會條例案
第三、興業資金貸付條例案
第四、昭和四年特別會計實業復興資金豫算案
第五、特別會計埠頭築造費不足額ヲ一般會計ヨリ支出ノ件
第六、昭和四年居留民團歳入出追加豫算案
第七、行政委員及豫備行政委員選舉
第八、會計検査委員選舉

議長 吉田房次郎
出席議員 五十名
宮武徳次郎 吉田久 上野壽 田中鑄太郎
永安平吉 古田治四郎 石川通 眞藤榮生
川島範夏 小谷萬次郎 金山喜八郎 高橋英之助

鷺田小平治 手島喜兵衛 吉野久七 中村鐵一
砂田實 森郁太郎 鍛冶静一郎 山田榮治
清水幸三郎 千葉初藏 五十嵐重吉 大澤大之助
小倉章宏 武田守信 足立傳一郎 太田岩吉
松尾豐實 岡本久雄 勝田重直 牧尚一
金井潤三 潮底正敏 長谷川義三郎 松田開一
植前香 藤平信次 森川照太 那茂行
清水一太郎 鹽谷正次 白井忠三 高潮仲
藤田語郎 田村俊次 赤山今朝治 大田万吉
藤田語郎 孫潤宇 山上逸 名
○會長 上野壽 出席行政委員
藤田語郎 田村俊次 岡本久雄 大澤大之助
松尾豐實 田中鑄太郎 白井忠三 勝田重直
午後四時四十分開會
吉田議長着席(拍手)
○議長(吉田房次郎君)
只今迄に御出席の方が三十六人でございます、法定数に達して居りますから本日の臨時民會は茲に成立致しました、今日の議事録署名者をお願い致します、眞藤榮生君、藤平正男君にお願い致

します、例に依りまして總領事から招集の辭がありますから暫く御清聴願ひます。
○岡本總領事 本日茲に第二十六次居留民會臨時會議を開くことに致しましたのは、第二十四次の臨時民會に於きまして、第一相互から當民團に於て三十萬圓の借受を致しました、之を實業復興資金として使用する事になつて居るのであります、又同じ民會の席上に於きまして、行政委員會に此の實業復興資金の貸付方法の調査、研究及立案を御一任になつたのであります、行政委員會に於きましては特別委員を遣りまして、之に貸付方法の調査、研究及立案を依頼したのであります、此の實業復興資金貸付運用調査委員會は砂田會長の主宰の下に數次深刻な討論を開きまして遂に茲に一つの成案を得たのであります、而して其の成案は行政委員會に於て多少字句上の修正を施しまして、之を可決した結果茲に貸付方法の立案が出来たのであります、從つて茲に實業復興資金特別會計條例案、興業資金貸付條例案、興業資金貸付委員會條例案、なるものと致しまして、諸君の御協議を請ふことになつた次第であります、諸君の御協議願ふに當りまして、一言私に諸君に申上げて置きたいことがあるのであります、夫れは此の金の性質であります、之は支那各地例へば青島、上海、濟南其他の地方に於て政府から極く低利の金を借りて貸付けたのとは金の性質が違ふのであります、當民團が金融業者から七分五厘の利息を以て借りたのであります、即ち他の土地の所謂救済資金乃至は低利資金と稱するものとは性質が全く異つて居るのであります、相手は金融業者なのであります、從つて此の金は青島、上海、漢口其他の諸地方の民團乃至は日本人會に於きまして借りた如く、甚だ諸君が有りますが、自由には使ひ得ないのであります、此の點は私が特に諸君の御注意を喚起致して置かなければならぬ點であります、政府の金ならば、或は嘆願若しくは運動すれば延ばして貰へるといふことはあるのであります、

併し乍ら金融業者から借りた金はさういふ次第には参りません、夫れから又外務省に於て最も心配致して居りますのは、政府から諸地方に貸しました金が一箇所と雖もうまく運用が出来て居ないのであります、殆ど減茶苦茶に使はれてしまつて居るのであります、從つて此の天津の民團が他の諸地方とは趣を異にして金融業者から借りた金といふものが支那の各當該地方と同様になつてしまつた日には大變であるといふことを非常に憂慮して居るのであります、私の所に度々其の憂慮の次第を申して参つて居るのであります、從つて私は此の貸付運用調査委員會が開會されることは私としては出来ぬ地位にあるといふことを申して置いたのであります、之は諸君に於て之等の諸案を御審議になりますに就きまして特に御承知を願つて置きたいのであります、夫れから又山口梅に於きまして陸軍倉庫が稱島街の方への移轉に關して金の支出を要するのであります、從つて之に關する追加豫算の御審議を願ひなければならぬのであります、又行政委員及豫備行政委員の改選の時機が到達したのであります、本夕御改選を願ひ度、又會計検査委員も同時に改選されるべき次第であります、茲に本夕諸君のお集りを願つて之等の諸案に就きまして民會としての審議願ひ度、又其他の諸案に付きましては私が茲に申上げましたことを御考慮の上充分なる御審議を願ひ度、又其他の諸案に付きましては適當に民會としての職責をお盡しあらんことを希望して置きます。(拍手)
○議長(吉田房次郎君)

本日の議事日程は皆さんのお手許に廻してあります、別に讀み上げませんが御覽解になつて居ることと思ひます、只今總領事の申された如く本日は至極重要な議案であります、十分に御意見を述べ下さつて宜しうございます、同時に成るべく主旨を簡潔にお述べ下さいますして議事の捗るやうにお願ひ致します、夫れでは之から議事に入ります。

議案第一「實業復興資金特別會計條例案」

○行政委員長(上野 壽君)

議事日程第一に就て少しく説明を致します、大體の主旨に就ては只今監督官からお話のありました通りに特別委員十一名、といふものが出来まして、夫れで十分に研究した所を更に行政委員会に諮りまして行政委員会の決議を経たものでございます、實業復興資金は特別會計とするが宜いだらうといふことになりまして、一般會計と別に特別會計と致したのでございます、特別會計條例の骨子は金高がどれだけであるとか、期限が何うである、夫れから第四條等では費用を何ういふ風に支出する、夫れから第五條、第六條通りに行つて決算其他のことに付て大體の取扱振りを特別會計條例で極めたのであります、細かな所は夫々條例にありまして御覽下されたことと思ひますが、復興資金を二つに分けて、二十萬圓を興業資金、夫れから天津商工業金融組合に十萬圓として大體の金の使ひ道を規定したのであります、夫れから期限は何方も五箇年である、復興資金の方も五箇年金融組合も五箇年である、但し金融組合が大體に於て五箇年といふのは餘り年限が短か過ぎる、何うしても十年なり二十年なり永い期限にしないと十分な機能を發揮することが出来ないだらう、といふ考を持つて居りますが、御承知の如く第一相互との借款の大體の期限が五年に償還するといふことになつて居るのでありますから其の五年といふのを土台にやつたのでございます、只金融組合は五年やつて其の結果が宜かつたら更に五年延ばすことが出来る、其の結果が宜かつたら更に五年延ばすことが出来る、詰り五年々々を一期として其の結果に依つて延期をすることが出来る、といふやうな、此の案を御覽になれば解りますが、さういふ規定になつて居ります、先づ最初は何方も五年といふことになつて居ります、其の他のことは之にも書いてある通りでございますから御覽願つて向御質問があつたらお答へすることに致します、最後の附則「本條例へ昭和四年十二月六日ヨリ之ヲ施行ス」とありまして、之は認可のあつた日からでございますから「認可ノヨリ」といふことに御承知願ひたいと思ひます、何うぞ御質問があつたら御遠慮なく仰つて下さい。

(6)

(5)

○議長(吉田房次郎君) 一寸申上げます、昨日議案の中に活字の違つた所がございましたから先程の参考書につけてお直しして置きました、参考書の終ひの方に正誤表がございますから夫れを御参照下さいませ、夫れでは只今の議事日程第一に就て御質問がございませう。

○高橋英之助君 復興資金の借入三拾萬圓に對してコントラクトといふやうな問題に付てお考はありますか、夫れから第三條に「利率ヲ年四分迄引下クルコトヲ得」將來若し他の安い金利で借入れた場合さういふ風な利率で出来る、といふ意味でお書きになつたか、其の點伺ひ度い。

○行政委員長(上野 壽君) 金利は五年過ぎますと七分五厘の剛償は返しますので、其の後何ういふ金になるか知りませんが此の組合の方でも相當積立金が出るやうになつて居りますし、又民間一般會計の方からでも補充する乃至は他の團債でも募りますかして、やることになつて居りますが、要するにもう少し安い金

利の金を運用することが出来るだらうといふ考から四分に減してあります、夫れから三拾萬圓の取寄せ方法に就きましては今研究しつゝありますが、取寄せ機になつて居りませんのは、契約公正證書の登記といふものは済みましたが、登記は未だ向ふについて居りません、之を取寄せるに付て只今正金銀行邊りの金融業者に相談して最も有利な方法で此方に取寄せる積りにして居りますが、更に行政委員会と協議した上でさうして成るべく有利に取計らふ積りにして居ります、コントラクトは未だついて居りません。

○高橋英之助君 私の伺つたのは其の意味もありませんが、將來金銀の差如何に依つて爲替の變動がございませう、夫れに對して何等か御成算がございませうか、ありませんかといふことを伺ひましたので。

○行政委員長(上野 壽君) 夫れは後程の時御覽下さると解りますが、大體復興資金の二拾萬圓は現在貸す積りにして居りまして、之に對しては民間が金銀の差の危険を負担しなければならぬことになつて居ります、夫れから金融組合の方には金のまゝ貸付けることになつて居りますから此の方の十萬圓に對しては金銀の差の危険はないのであります、復興資金貳拾萬圓に對する金銀の差に就ては一刻二分の金利の中から積立金をして置いて若し損が行つたら夫れでカバーするといふ積りにしてあります、お手許に參つて居ります計算書に書いてあります、参考書としてお配り致しました「特別會計實業復興資金ニ屬スル興業資金五箇年收支概算表」といふのがございませう、夫れの裏に支出の部がありまして、爲替差損準備金といふのがございませう、一萬八百八十圓五十四錢、之だけは計算上ではあります、現に角見である積りです。

(8)

(7)

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○森川照太郎君 只今實業復興資金特別會計條例案を議されて居るのでありますな。

○議長(吉田房次郎君) さうです。

○森川照太郎君 之れだけでなく後の三議案にも互つて全体としてお尋ね致し度いことがあるので、行政委員長(上野 壽君) 之は三つの議案になつて居りますが、一どきにやると色々複雑して居りますから却てこんがらがりはしないかと思ひますので一つ一つやつた方が宜いと思ひます。

○森川照太郎君 さうでないのです、全般に關係して参考の爲に伺つて置き度いことがございますからお尋ねするのです。

○行政委員長(上野 壽君) さうですか、何うぞ……。

○森川照太郎君 此の金は三拾萬圓ありますが、後未だ借りのお考があるかないか、又借りられるや否やお見込如何、夫れから之をお借りになつた擔保、甚だ迂濶で忘れたのかも知れませんが、擔保はどんなものであるか、夫れから之を借りて來るに要したる費用は幾ら位であるか、夫れを参考の爲に伺つて置き度いと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君) お答へ致します、後三十萬圓以外に未だ出来る見込ありや否やといふお話ですが、實は三拾萬圓

(9)

では最初の請願書に對しても非常に少額でありまして不足を感じて居りますから若し好い條件で借りられる所があつたら借り度いといふ考はあるのです。最初の請願書は御承知の通りでありまして其の意思のあるといふことはお解りと思ひますが、然らば具体的に何ういふ方法を採つて居るかといふことになる、さういふ方法は今探つて居りませんが、意思はあるといふことは云へると思ひます。如何となれば請願書の金額はもつと大きかつたのでありますから、夫れから後出来る見込みありや否やといふお話ですか、吉田上京委員のお説に依ると、今直ぐといふことは何うか解りませんが、少し時機を見たら見込みがないことではない、あるといふことを私は承つて居る、何故かといふことは、諸君金解禁の前でありまして、皆財界に多少不安を感じて居つた時代であります、解禁になつたらどんな状態になるかといふことは誰も解らないのでありますから、金融業者も夫れが爲に手許に餘裕を造つて置いてさうして不時の際には難しいかも知れぬ出を十分にしなかつたやうに考へられます、さういふやうなことで只今直ぐには難しいかも知れませんが、將來は無論出来るといふ見込みといふお話を承つて居ります、次に擔保物は何といふお話ですが、之は不動産でありまして、芝民團の所有土地で擔保になつて居る部分は何んど全部之に入れてあります、夫れから費用は、三年、四年、にかつて一萬四千八百六十六兩五十七錢、第二回の吉田委員の上京された夫れに對するものが三千八百五十八兩五十三兩、合計で一萬八千七百二十五兩、夫れから他に上海に吉田氏、小林氏が行かれました、之が千七百四十七兩四錢、みなので二萬九千二百四十四兩四錢であります。

○森川照太郎 さうすると芝民團には借りる意思がある、遠からず借りられる時が来るといふお話ですが、行政委員会もお解りになるでせうが、民間としては初の精神に即つて借りられる時に更に餘計借ることになる筈であると解されますが、今は運動を爲すてゐらつたらいい譯ですが、其の時に別に未だ批當にするものがありますか。

(10)

○行政委員会 何があるか。不動産は殆んどありません。

○森川照太郎 何があるか。不動産は殆んどありません、殆ど出盡して、尤も今の不動産は借入額と倍になつて居りますから、其の方で多少相談がつくかも知れませんが、何も後を相談した譯でないです。

○議長 (吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○森川照太郎 未だ解らないことがござります、二項に「利率年四分超引下クルコトヲ得」とあります。

○行政委員会 (上野 壽君) 今済みましたけれども申しませう、五年で済むことになつて居りますけれども、若し金融組合の方の成績が好ければ更に五年延期することが出来るといふ譯ですが、五年すれば七分五厘の金利で借りたものは返してしまつて、且夫れで折済するのです、さうすると積立金が相當出ますし夫れで行けるかも知れませんが、夫れから芝民團から多少補償しなければならぬかも知れませんが、或は又他に借入金をしなければならぬかも知れませんが、要するに積立金があることだし、第

(11)

二には四分位でやる事が出来るだらうといふ見込みがあるので、斯ういふ風に書いてあります。

○森川照太郎 其の次に「貸付金ノ取寄費用ハ組合ノ負擔トス」といふのは。

○行政委員会 (上野 壽君) 金融組合に貸しますのは金で貸しますから、さうして七分五厘で借りたものは七分五厘で貸すので、此の費用は組合に持つて貰はなければならぬといふことです。

○森川照太郎 運動費は入つて居つたのですか。

○行政委員会 (上野 壽君) 運動費は入つて居りません。

○森川照太郎 爲替の差損は。

○行政委員会 (上野 壽君) 爲替の差損は、金から金ですから。

○森川照太郎 さうすると送金料ですか。

○行政委員会 (上野 壽君) さうです。

○議長 (吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。

○森川照太郎 私は矢張り全体に亘つての質問がありますが、少し後の方が本當かも知れませんが、御免蒙つて前にお伺ひ申上げたいと思ふのですが、前々回民會でしたか申上げたのですが、元來名稱は何れにしても、斯ういふ種類の金を借りて来て居留民の逼迫を救うといふやうな考が初め出された時には、不動産擔保といふやうなことが初め、夫れから商品擔保といふやうなこと

(12)

が加はり始めた頃に新聞紙上等でさういふ有産階級のみを救済の運動は甚だ勝手でないか、困るものは寧ろ無産階級なんだ、といふやうな聲が天津日報紙上等にちよいと表はれたのであります、夫れで其の結果斯ういふ運動を發起した人々は無論さういふやうなものも貸さう、といふやうなことになる、私等も其の發起人會に出て来るといふので、さういふのならいふので出席してさうしてあの請願に署名したのであります、さうして其の當時の希望は政府の低利資金を借りて来やう、民間が名義人になるのでなくして、民間に其の運動をやつて貰ふのだ、斯ういふ願の下に民間に請願書を出したと記憶して居ります、然るに事情が段々變化して低利資金は借りられない、民間が借主になるのでなければ出来ないと、いふやうな風になつて遂に今日のやうに租界内にある民間所有の土地を擔保にして七分五厘の金利で初の豫算の一分の三十萬圓を民間から借りること二萬圓餘の運動費を使つて成功したといふのが現状である、所で私は民間が借りて来るのでありますから居留民の誰でも借りられる、貸して宜いやうな人には貸して貰へるといふことのみ考へて居つたのであります、然るに實業復興資金といふもの、範圍を承る時營業税を納める者のみに限つて居るといふことを知つたのであります、私は金融組合が出来るといふことであるから然らば十萬圓は營業税を納める人だけでなく他の税を納める人にも融通出来るのだと思つて居つたのであります、今回配布された参考書を見ると金融組合も矢張り斯ういふ人に限られて居るさうであります、營業税を納める人でなければ借りることが出来ないと、斯ういふことになつて居る、然るに居留民を構成する分子は營業税を納めて居る人のみでない、取得課金を納めて居る人が又約一半を占めて居ると思ひます、さうすると之が商業會議所として居るといふことならば、斯ういふ風に限られることは固より當然でありませうけれども、民間は必らずし

も營業税を納めて居る商工業者のみでないのですから其の一半の取得課金を納めて居る人には此の金を借りるといふ恩典に浴することが出来ない、斯ういふことになつて居りましては甚だ民團としては公平を缺いて居りはしないか。

○議長(吉田房次郎君)

一寸お話中ですが、夫れは恰度貸付條例といふ所に資格の制限がありますから、今のお話なら其處に丁度入る譯で其の時にお話願ひ度いのですが。

○森川照太郎君 夫れで初お断りしたのですが、金融組合に亘つて居ることありますから。

○行政委員長(上野 壽君)

金融組合の方は、金融組合の案として参考だけのものとして、金融組合の總會で極まるのですが今のお話は御尤もであります、此の特別會計條例案の所なく貸付案の時に充分お話願ひます。

○森川照太郎君 然らば資格の時に譲りまして、更に別な點があると思ひます、夫れは此の三十萬圓借りて来て債務者は民團なるが故に民團は此の金に付ての費用を負つて居るものであります、民團が負ふといふことは居留民全体が負ふことであり、納税者全体が負ふことであり、此の金の他に二萬何千といふ運動費を民團は使つて居ります、取得課金のみに納めて居る人々は何等利益なくして、危険のみを帯びてさうして民團本来の面目から言つたならば餘りして宜いと思はれない此の金を借りて来て、商工業者のみで使つてしまふといふことは甚だ不公平で當を失して居ると思ひます、で少くとも費用だけは民團の支出でなくして此の金を使ふ人々の頭に轉嫁

(13)

(14)

しなければ甚だ不適當な支出である、之を不公平といふやうな考を世人が持つた所で私は致し方ないと思ひます、近來民團の課金や電氣料、水道料の滞納に就て色々喧ましい説も出、夫れから民團も亦甚だ嚴重にお取立てになる、此の不景氣の際の嚴重なお取立ては滞納する位の居留民に取つては甚だ苦痛である、併し乍ら元々納めないのが悪いのでありますから、嚴重なお取立ては御尤もであるが、民團當局としては居留民をして納税に對して不快を感じたり義務心を粗末せしめるやうなことをされることは大に考へて頂かなければならないと思ひます、民團自身が斯くの如き不公平、偏頗なる處置をなすつて一方に滞納を喧ましく言ふ、一方に公課金に對する義務心を冷却せしめるやうな處置をなさるといふことは民團當局が慎んで避けなければならぬ問題である、今日此の不景氣の際に斯ういふことを嚴重になさり、又斯ういふやうな偏頗なることをなさることは甚だ宜しくない、此の點に就て私は行政委員會は宜しく反省せられて之に要する費用は此の金を使ふ人々の負擔にするといふことになして頂き度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは只今の御意見は貸付條例にお入れになりますか、條例ですから決を採つて見ませう、他に御意見ございませければ此の條例を可決して宜しうございませう。

「異議なし」の聲起る

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは第一は讀み省略可決確定と致します、第二に行きます。

議案第二「興業資金貸付委員會條例案」
之を議題と致します。

○行政委員長(上野 壽君)

説明致します、此の前の會計條例で二十萬圓と十萬圓と二つに分けてありますが、其の二十萬圓の方の興業資金貸付委員會條例でございます、此の興業資金を貸付に就きまして、民團の行政委員が直接に當るといふことは種々の弊害が起りはしないかといふやうな考を持ちまして、寧ろ特別の貸付委員會といふものを拵へて勿論民團が責任を持つことですから、全然民團と離れるのでありますが、別に貸付委員といふものを拵へて凡ての決定をするが宜いだらうといふやうな大体の精神になつて居ります、委員の組織でございますが大體七人で、其の七人の中に領事官の指名される者が四人、行政委員會で推薦するものが三人といふことになつて居ります、之は頗る重要な條項であります、其前監督官からお話のありました通り三十萬圓といふ金は非常に難しい金である、返済期限の如きも極めて嚴重に守らなければならぬ性質の金であります、夫れから金利も七分五厘といふ相當高い金利でありますので、此の貸付に就ては餘程慎重な態度を採らなければならぬ、夫れから官憲の方でも之の監督を充分し度い、といふ御希望があるのでございます、ですから領事官の方から四人、行政委員會の推薦したものが三人、勿論之も領事官の認可を得なければならぬといふことになつて居ります、其他は書いてある通りで別に大して意味はありませんが、要するに之の精神は行政委員會が此の貸付をするのでない、行政委員からと領事官から指名された所の七人の委員が出來まして、其の委員の審査決定を俟つて初めて貸出をする、斯ういふことが精神になつて居ります、領事官の指名される方が四人で民團の推薦するものが三人、民團の推薦する者が少いといふことは只今中上げました通り、監督官廳が十分監督して行き度いといふ御希望から斯ういふことになつたのです、最後の附則の所に「十二月六

(15)

(16)

日ヨリ之ヲ施行ス」とありますが、之も認可の日になりますから御承知願ひ度い。

○鑑治郎一郎君 只今上野會長からお話に依りまして行政委員會に於て此の責任をお持ちになる

といふお話でございましたが、さうして置いて審査委員に絕對の信任をお拂ひになる意思なんぞございませうか、行政委員會は全然關係ないのでございませうか。

○行政委員長(上野 壽君)

大體民團が責任を持たなければならぬのです。

○鑑治郎一郎君 さうすると絕對の信任を審査委員にお拂ひになるといふのですか。

○行政委員長(上野 壽君)

審査委員のやつたことにて行政委員は之に對して何等くちはしをはさむといふ御意思ですか。

○行政委員長(上野 壽君)

くちはしは入れない積りです。

○鑑治郎一郎君 さうすると絕對審査委員にお委せになつて責任は民團が引受ける。

○行政委員長(上野 壽君)

さうなつて居ります。

○森川照太郎君 委員は名譽職と思ひますが、随分厄介な仕事でせうが、絶対に無報酬であるや否や絕對的に無報酬になつて居ります、報酬はないのです。

○行政委員長(上野 壽君)

(18)

(17)

○森川照太郎 斯んないやな役を只でさせられる人は随分迷惑なこと、思ひますが適任でありましても逃げる人も随分あるだらうと思ひます。領事官から四人、行政委員から三人、七人も適當な人が得られますか、又ありますか、若しも信任してやれる位の人なら七人要らないと思ひます、よくお考のやうですが、三人か二人にしてやらなければ之だけの人が得られるに領事官も行政委員も必らず苦しむと思ひます、之を減らすお考はありませんか、得られるお見込ですか。

○行政委員長(上野 壽君) 人数は五人が宜いか、七人が宜いか、といふことは委員会でも色々議論がありましたので、随分旅行といふこともあるし、病氣といふこともあるし、矢張り七人の方が宜いだらうといふので七人になつたのですが、貴下の適當な人が得られるや否やといふお話は程度ですから色々お説もありませうが五千の居留民から七人位の人を得られるといふ見込で七人に定めたのです。

○森川照太郎 討論する譯でありませんけれども、夫れから強て修正意見を出す譯でもないですが私はきつとお困りになるたらうと思ひます、さうして人々に委せて責任だけ民間が擔びるといふやうな譯で却てなまじ人数を多くして變な人を引張り込めたりは適當な人なら五人でも未だ多過ぎるやうに思ひます、殊に人の批評やなんかを調査し貸す、貸さないを決定する、どうせろくな噂は立てられないでせうし、弊害も場合に依れば起り易いものでもある、銀行等で斯ういふ仕事をし居る人は五人も七人も置くといふことは實際にないやうです、銀行等だけ小人数の方が宜いと思ひます、二議會を開かれるのなら修正議案を出しますが、出来るだけ少くないとさうとお困りになると思ひます、皆さんの胸中に候補者が定まりになつて居つて、七人が得られるといふ見込がありであり、夫れの人が承諾されて居るのならですが、難いですが、若し二議會を開かれるなら其の時提議しますが。

○高橋英之助君 只今私が質問することは之に外れて居るかも知れませんが、貸付委員會の成立した後何回開かれる豫定ですか。

○行政委員長(上野 壽君) 夫れは未だ極まりません、委員会が出来ると直ぐに委員會の細則が出来ると思ひます、夫れでさういふことは出来ますと思ひます、未だ委員会が出来ないものですから其處迄行つて居りません。

○山田榮治君 先程會長の御説明に依りますと、委員会が決定致しましたら、此の貸付が決定するやうに私は考へられるのですが、さうしますと、行政委員會の方は全然之には關係しないものであります、若し行政委員會で全然關係しないものとしますと、居留民會法で委員會を置くことは出来ることになつて居りますが、一切の責任は執行機關である行政委員會で持つと致しますと最後の決定權は矢張り行政委員會の決議を経ないでも差支ないのですか。

○岡本總領事 法律の問題でありますから其の點からお答致します、行政委員會が特別委員會を組織することが出来るのは明文にある通り、夫れで特別委員會に何ういふ権限があるかといふと何等規程がないのであります、特別委員會に對して行政委員會は其の事務の一部を委任することの出来るのは事理當然のことであつて別に規程してないだけの話であります、私は行政委員會の事務を委任したものと解釋致します。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか、一、二議會に移ります。

○森川照太郎 第一條の第二項

(20)

(19)

一、在天津帝國領事官ノ指名シタル者 二、行政委員會ニ於テ推薦シ天津帝國領事官ノ認可ヲ經タル者 三、合計五人といふことに修正致し度いと思ひます、實際の事情から考へて見て五人でも適任者を得るといふことは相當困難だらうと思ひますから出来るだけ減らして置く方が宜い、五人が三人になつても實際の上で眞面目な人が来て下さるならば強て差支ないと思ひます、多くすると弊害が生じ易いから是非共五人に減らし度いと思ひますが、御賛成願へませんか。

○議長(吉田房次郎君) 御賛成の方御起立願ひます。

賛成者 三名

○議長(吉田房次郎君) 御意見ございませんか。

○議長(吉田房次郎君) 「異議なし」の聲起る

○議長(吉田房次郎君) 議案第三「興業資金貸付條例案」

○行政委員長(上野 壽君) 説明を致します、非常に直接の利害のある條例でありますから色々お説もあると思ひますが、最前森川議員から申されたことは御尤もな話であります、金額が少し多かつたならば或はもつと範圍を廣くすることが出来るかも知れませんが、御承知の通り二百萬圓が百五十萬圓、到頭三十萬圓に減つたといふやうな譯で資格の制限が極端になつて居るといふことは已むを得ないのであります、御承知の通り大休實業復興資金といふ名前になつて居りまして、實業に従事する人が此の動亂、排日等に依つて非常に疲弊して居るから助けたいといふのが事の起りでありまして、所で何故商工業者即ち實業家だけに限つたかといふと天津といふ土地は商工業を以て中樞として居る土地である、此の中樞をば助ければ自然他にも潤ひが行く、一口で云へば之が一つの眼目であるといふことは今日迄諒解して居ります、さういふ趣意で以て營業税を納める人といふことになつて居ります、お話の如く民間の費用を以て借り得た所の金であるから一般に貸すが宜いといふ御議論は確かに御尤もな説ではありますけれども、何しろ三十萬といふ僅少な金をさう廣く貸したら帯に短かし褌に長し、といふ變なものになつて却て用をなさないだらうといふ氣遣ひもありまして、大休初からの精神は天津の中樞を爲して居る商工業者を救済する、さうすれば自然他にも及ぼすといふことになつて居るのであります、從つて第一條の資格が三つ書いてあります通り、營業税を納めるもの、併し之も餘り新しい人は第一項の資格に過ぎますので、申込の日から遡つて二年間繼續して營業課金を納めて居る人といふことにしたのであります、二ヶ年間といふのは別に大した根拠はございませんが、昨年からは今年に掛けて排日がありまして、去年南洋南洋事件に打つたといふやうなことで先づ二ヶ年位此處に營業して居つて將來とも此處で居住營業の見込ある人といふことを以て第二項、定めたのであります、夫れから第三條に六萬圓を限度として、二十萬圓と申しますとさうと二百二十萬とすれば二十四萬圓になります、其の中六萬圓だけは金融組合に拂込資金として貸出すといふ一つの條項があります、其の理由は

(21)

何ういふ譯かと申しますと、金融組合が若し斯ういふものがなかつたら加入者が若し少い時は非常に困る、其處で金融組合に成るべく一働かさんが爲に、特に六萬弗といふものは避けまして、さうして之を拂込資金として貸すといふ趣意であります、第四條は、六萬弗といふ第三條のものと同様のものと合せて信用貸は二千弗、擔保のある者は四千弗以内といふことになつて居ります、夫れから第二項に何か居留民多數の利益に影響して居る事件がありまして、多少纏まつた金があれば天津の日本租界に非常な影響があるといふやうな時に此の金を出す道を拵へて置かないと困ることがあるかも知れない、其處で之を特別の貸付といふことに致しまして、第二項が設けてあるのです、さういふことですから、委員全部が之を認めて承認したものでないといふことが出来ない、勿論領事館の認可も得なければならぬ、といふ嚴重な一項を設けてある次第であります、第六條の保證人に至つて、不動産の時は保證人はなくとも宜いではないかといふ説もありますが、之は矢張り不動産の擔保はあつても、本人が或は旅行するとか、何かの事情で月賦で拂ふことが出来ないといふから、さらばと云つて擔保を處分するといふことも實際出来ないことでもあります、矢張り保證人一人だけは要する、斯ういふ趣意になつて居ります、夫れから返済の方法は凡て月賦で取立てる、詰り利率は一分二分ですが、夫れをば五ヶ年賦に元利を割附けまして、さうして千圓に對して一ヶ月二十四仙づゝかをは月賦で取立てるといふことになつて居ります、趣意は返へすに容易に返へされるやうに凝めてやらないで、恰度金見たいに月々取立てるといふことにすれば滞納する人は少いだらう、學費手附ら手返へすことが出来るといふ趣意で月賦を以て取立てることに致したのであります、最後の附則の所に「本條例ハ昭和四年十二月六日ヨリ施行ス」とあります、矢張り認可がなければならぬので、

(22)

ですから「認可ノ日ヨリ」といふことになり、未だ御質問がありましたらお答へ致します。

○議長(吉田房太郎君) 第二議會で逐條審議でやるのが本當でございますが、之れだけのことでありますから全体を一括して問題に致し度いと思ひます、全体に對して御質問なすつて下さい。

○石川 通君 只今の御説明でよく解りますが、二つ許りお尋ねしたいのですが、其の一つは「擔保ノ貸付金額ハ擔保物査定價格ノ半ヲ超過スルコトヲ得ズ」之で見ますと假りに商品を持つて行つて一萬弗のものであつたら價格は一萬弗であつても五千圓しか借りられないといふことになり、もう少し上げてやるお見込はございませんか、夫れからも一つお尋ねしたいのは第七條の月賦で拂ふといふことは誠に結構なことでは、只今の御説明でよく解りますが、民團が借りて来る金も初二年は据置いてさうして後の三年で拂ふといふ風な拂ひ方になつて居りますので貸付ける翌月から月賦で拂ふといふことになり、何か天引を直ぐ引かれるやうな形になりますので、之も苦しいから借りるのでせうから、信用貸もありませんし、月賦の支拂も結構でなければならぬ二月なり三月なり据置いてさうして矢張り月賦で支拂はせた方が借りた人に都合よくないかと思ひますが、此の點二つお伺ひ致します。

○行政委員長(上野 壽君) お答へ致します、擔保のお話はお説通り半額迄貸す、假令半額でも夫れが一萬弗にもなり、八千弗にもなるのであります、幾らになつても四千弗以上は貸さないのです、何ういふ譯かといふと一般に凝めて澤山貸さない、成るべく多くの人に貸し度い、一つに停滯させないといふ趣旨で四千弗に限つてあります、一萬弗の値打があると半額が五千弗になります、四千弗しか貸し

(23)

せん、斯ういふ趣旨です。

○石川 通君 夫れは解つて居りますが、五千弗のものであれば二千五百弗か貸さないといふことになり、夫れを三千弗迄貸すといふ方法は如何でございますか。

○行政委員長(上野 壽君) 夫れは考へて居りません、成るべく確實に致し度いといふのでさういふことは考へて居りませんが、夫れから月賦支拂のことですが、成程二ヶ月なり三ヶ月据置にすれば餘程宜いかも知れませんが、れども餘程計算が面倒になりますし、又一方から云へば夫れだけづゝ金額が殖えるのですから、まあ月賦にする以上は翌月から取つて差支ないといふことで翌月から取るといふことになつて居ります。

○森川照太郎 第一條の「支那ニ於ケル動亂後排日貨運動ニ因リ直接若ハ間接ノ損害ヲ蒙リ營業不振ニ陥リタル者ニシテ」何故に原因を排日貨運動に限つたかといふ理由を伺ひ度い。

○行政委員長(上野 壽君) 之は主なる原因を挙げたもので大体が此の天津の不景氣といふものは先づ動亂及排日貨運動といふものが、一番著しい原因であります、個人として商賣のやり方が悪かつた、或は不注意の爲に失敗した人もありませうけれども、さういふ譯でなく所謂已むに已まれん避くべからざることに依つて損害を受けた人は誠に氣の毒であるから夫れをば救はうといふ趣意になつて居ります。

○森川照太郎 天災は原因に入つて居りませんが。

○行政委員長(上野 壽君) 天災は見えて居りません。

○森川照太郎 何故さういふことを伺つたかと云ひますと、排日貨運動を斯ういふ條例等に如何にも打撃を受けたと麗々しく書き立て置きたくないといふ觀念があるのが一つと、夫れから此の運動を起した時に吾々が仲間になつた理由は天津が非常に不景氣になつて来た原因は此の以外にも十數年來數次の洪水及饑饉さういふ打撃もあつたのですから之等に助勢を與へるといふことゝ、一時的に直接の損害を蒙つた濟南、漢口に劣らざるに慢性的苦痛が累積して居るといふことを理由にして今回の運動を起したのでありますから、此の趣旨が日本の當路にもよく徹底してないやうに恨を抱いて居るのです、此の趣旨を見ても其の點一つ落ちてしまつて、私の考と皆さんの考が違ふやうに思ひます、斯んな金を借るに至つた事情は相當前から續いた天災事變が原因になつて居る、之等をよく爲政者に印象せしめたら土地を擔保にして三十萬の金を借るに二萬以上の運動費を使はなくて済むと考へて居るのであります、今趣意をこぼすのであります、原因に之のみに致しまして、此の中に並べるのは好ましく、排日貨を直接間接の影響として並べて、之に限つて居るのは甚だ異なるものやうに思つたのでお尋ねした譯であります、天災動亂其の他政治上の動搖といふやうな文句に直したら何うです。

○永安平吉君 私は第五條の擔保物の不動産と商品を別の條項で分離したら何うかと思ひます、不動産の擔保は非常に長期に亘るもので商品擔保は短期に宜いのでないか、商品擔保に於ては石川君の言はれるやうに擔保價格の七割位迄貸す、其の代り短期にする、といふやうな條項を入られては宜くないか、不動産に對して成程月賦償却は便利な貸付であるかも知れませんが商品擔保の月賦償却は非常に不便のことであり、此の點今少し改善されるお考はないか。

○行政委員長(上野 壽君)

(24)

○森川照太郎 何故さういふことを伺つたかと云ひますと、排日貨運動を斯ういふ條例等に如何にも打撃を受けたと麗々しく書き立て置きたくないといふ觀念があるのが一つと、夫れから此の運動を起した時に吾々が仲間になつた理由は天津が非常に不景氣になつて来た原因は此の以外にも十數年來數次の洪水及饑饉さういふ打撃もあつたのですから之等に助勢を與へるといふことゝ、一時的に直接の損害を蒙つた濟南、漢口に劣らざるに慢性的苦痛が累積して居るといふことを理由にして今回の運動を起したのでありますから、此の趣旨が日本の當路にもよく徹底してないやうに恨を抱いて居るのです、此の趣旨を見ても其の點一つ落ちてしまつて、私の考と皆さんの考が違ふやうに思ひます、斯んな金を借るに至つた事情は相當前から續いた天災事變が原因になつて居る、之等をよく爲政者に印象せしめたら土地を擔保にして三十萬の金を借るに二萬以上の運動費を使はなくて済むと考へて居るのであります、今趣意をこぼすのであります、原因に之のみに致しまして、此の中に並べるのは好ましく、排日貨を直接間接の影響として並べて、之に限つて居るのは甚だ異なるものやうに思つたのでお尋ねした譯であります、天災動亂其の他政治上の動搖といふやうな文句に直したら何うです。

○永安平吉君 私は第五條の擔保物の不動産と商品を別の條項で分離したら何うかと思ひます、不動産の擔保は非常に長期に亘るもので商品擔保は短期に宜いのでないか、商品擔保に於ては石川君の言はれるやうに擔保價格の七割位迄貸す、其の代り短期にする、といふやうな條項を入られては宜くないか、不動産に對して成程月賦償却は便利な貸付であるかも知れませんが商品擔保の月賦償却は非常に不便のことであり、此の點今少し改善されるお考はないか。

○行政委員長(上野 壽君)

(26)

(25)

五年に限つた譯ではありません、五年以内といふことで最長年限が五年であります、成程お話の如く商品擔保はさう長い期間に亘る性質のものでないといふやうに考へられます、さういふのは何れも五年借りなくてはならないといふのでない、半年若しくは一年でも、五年以下に違ひないから差支ないものと思つて居ります、夫れから不動産の借金は月賦で返すが商品の借金なら月賦はいけないといふことは何ういふ理由でせうか。

○永安平吉君 商品を例へば此處に五千弗のものを持つて来て幾らかの金をお借りしても必要があつて内出しなければならぬことも出来ると思ひます、例へば三千弗のものが千弗お返しして置いて内出す、千弗の金は期限前に返したならば戻り品のやうなものも御計算の上貸されるか、其の邊よく承り度い。

○行政委員長(上野 壽君)
お話をやうな取引は成るべく金融組合に持つて行き度い積りです、商品で一箇月、二箇月といふのは興業資金貸付には不適當、さういふお申込があれば成るべく金融組合の方に持つて行き度いと思つて居ります。

○永安平吉君 天津商工業金融組合の方は之等の條例を別に適用される譯ではないでせうか、大抵の趣旨は矢張り五割といふことで標準になることになりませうか。

○行政委員長(上野 壽君)
五割の積りです。

○永安平吉君 惣務委員の貸付に對しては幾分此處に當る方法を考へられてもよくないかと思ひます、之で以て非常に縛つてしまふことは結局商工業金融組合の貸付規程案も縛るやうなことに
なりはしないか。

○行政委員長(上野 壽君)
要するに貴下の仰有るのは金融組合に持つて行くのが適當であります、さういふ場合は餘り考へて居りません。

○永安平吉君 半額といふのは餘り商品擔保には少な過ぎるだらうと思ひます。

○磯治郎一郎君 第四條の「多數居留民ノ利益ニ影響シ」といふことに關して相當形に現はれて來て居るのでございませうか、只淡と斯ういふことがあるといふ……。

○行政委員長(上野 壽君)
今形に現はれて居る譯でございませぬ、現在たつてあるといふ積りでありません、居留民の多數が幾何かの金があれば非常な不利益を免くといふことがあつた場合に興業資金があつて居たら確實な方法で、之を用いて多數居留民が助かるなら出して宜いかも知れない、之が元來の興業資金の目的から正しい運用の仕方かも知れないから、委員全部が之を承認し、監督官廳の御認可を願つて調査の上で差支ないといふことであれば出すといふことに……。

○磯治郎一郎君 先日新聞紙上を見ましたが、多少形になつて現はれて行政委員会で御議論があつたやうなお話でありますか。

○行政委員長(上野 壽君)
行政委員会でありません。

○潮底正敏君 此の貸付に就てございませぬが法人にも貸付をやりますか、若し貸付をやるとしたら貸付の方法は。

(28)

(27)

○行政委員長(上野 壽君)
法人にも此の第一條の資格に當る人があつたならば貸す積りです、併し其の方法等は此處にはありませぬ、別に法人だからと云つて特別に規程してありませんが、法人も若し第一條の資格に合格するものならば貸す積りになつて居ります。

○潮底正敏君 若し法人に第一條に適用するものがあつたら貸付けるといふことでありますが、例へば法人に會社の社長、専務といふもので移動性が若しあつたら其の貸付に對する方法といふことを先に決定して置かなければ、貸付の方が後になつて役員の方に移動があり、又其の資産に對する移動がないと限らない、夫れを考へないで貸付けるといふのは少し異法のやうに思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)
貸付規則が先に申したやうに委員會で出来ることになつて居ります、資産状態が色々變るといふお話ですが、個人と雖も資産状態は變りますから危険であれば云々といふことは第十二條等にもあります、資産状態が變つて來て資格がなくなつた時には又夫れに對して斯う斯ういふことが出来るよ第十二條に出て居ります。

○潮底正敏君 さうすると法人に於ける第一項が適用すれば夫れに對する擔保があるなら貸すといふことは、法人に對する部分は信用貸はやらすに擔保物件のあるものに限り貸すといふことに取つたらいけませんか。

○行政委員長(上野 壽君)
居つて營業して居られて相當な信用のあるものならば矢張り不動産に限らず他のものでも貸す積りなんです。

○那 茂行君 只今永安議員からお尋ね致しました擔保物のことでございませぬが、もう一つはつきり致しませんが、此の商品といふのは短期の商品の貸付は金融組合の方へ變めて貸すといふことはよく解りましたが、さうしますと之は長期に亘る貸付の商品の擔保と思ひますが、店の戸棚にあるやうなものを調査して、さうして夫れに依つても貸付けるといふこととございませうか此の議一寸お尋ね致します。

○行政委員長(上野 壽君)
商品は凡て倉庫證券になつて居るものに致し度いと思ひます、店の戸棚にあるやうなものは認めない積りです。

○那 茂行君 併し乍ら倉庫證券になつて居るものとしますと、金融組合に短期の貸付が廻つて來るといふお考であつたら、此の他のものでは貸して呉れないといふことになると思ひますが、倉庫證券になつて居れば五年開放して置けますが、店の戸棚とか商品見本とか凡てのもので年中五千弗位のものがある、一萬弗なら半分の五千弗は五ヶ年位貸してやつて宜いと思ひます……。

○行政委員長(上野 壽君)
そんな分は考へて居りませぬ、擔保として、何時でも移動されるやうなものをば擔保と認めることは危険といふことになつて居ります、或は何處か倉庫に持込んでさうして倉庫證券にならぬいと擔保物として一寸不適當なやうに思はれます、最初は何處か店にあるものは認めやうといふ説もありましたけれども、研究の結果、夫れは何うも擔保として認めないといふことになつて居ります。

(29)

○砂田 實君 要するに不動産、商品、有價證券を普通擔保物として取り得る確實なものであるといふので此の三つを選びました、之等の極く細かいことは貸付委員会であるといふ方針で進んで行つたのであります、極く一部の細かい商品を取るか取らないとかいふ事は皆々考へて居りません、夫れは全部貸付委員会であるべく裁量するべきものと考へて居ります、餘り細かい質問をお出しになりましたら行政委員会の方でもお困りになるだらうと思ひます。

○中村鐵一君 第一條、第二項の條項に對しては、鐵治君の質問に付て、信託興業株式會社が既に之に對する嘆願をしたといふやうなことが新聞紙上にも又卷間にも傳へられて居るやうだが、事實であるや否やといふことに對して上野會長はどういふ事實はない、といふやうな御答辯のやうに承りましたが、之は會長の思ひ違ひでないかと考へられますが、一應お調べ願ひまして。

○行政委員長(上野 壽君)

民國にはさういふ願は出て居りません。

○中村鐵一君 會て行政委員会であるといふ問題が附議されたことはございせんか。

○行政委員長(上野 壽君) ありません。

○永安平吉君 法人に貸すやうなお話がありました、貸付の起りは土着の商人を救ふといふことが目的のやうに思はれますが、所謂法人は株式組織になつて居つて若し株式の中で多數の土着の商人以外の人がある、さういふ場合に非常な弊害を起しはしませんか。

○行政委員長(上野 壽君)

第八條に、之は大綱ですから詳しく出て居りませんけれども、「天津ニ於ケル營業本據ノ有無」といふことがありまして、多數の株主が天津に居る人でないといふやうな法人であれば委員会では認めないと思ひます、天津に本據があり、株主も多數天津の人である、といふやうな人をば目的とする積りであります、支店とか何とかがいふのは之には入らないのであります。

○行政委員長(大澤大之助君)

今の永安さん潮底さんの御質問に對して、私少し述べ度いと思ひます、株式會社に貸すか何うかといふ問題は根本精神に於て貸さないのが本當なのだと思ひます、會長の意見と異つたことを申すのでありませんが、根本の精神でありますから、此の金は、金の性質上天津の居留民の民衆の力に依つて出来た金でありますから資本主義で固まつて居る株式會社の困難を救ふといふことは根本に於て誤謬があると思ひます、でありますから、其の資格あるものに貸すのであれば先づ居留民の困難の方を救ふ、第二位、第三位に必要があれば株式會社を救ふといふ順序にやつたら當を得たものであらうといふ考を私は持つて居る。

○永安平吉君 株式會社が移動性を持つて居つて現在多く土着の人が株を持つて居つても或場合移動性があつて移轉するかも知れない、さういふ恐れのあるものに融通されることは極く間違つた方法でないかと思ひます。

○行政委員長(大澤大之助君)

幾らもさういふ話があつたのです。

○森川照太郎君 先刻鐵治君が會長に質問の時ほんやりして聞いて居りませんでした、行政委員会に於て第四條第二項の信託興業株式會社に關することが明らかになつたことは事實であります、會長の仰る通り議案とか報告、協議事項としては議せられますまいが、此の創案が議せられるに就て斯ういふ條項に關して斯ういふことが明らかになつたのは事實であります、會長は議事日

(30)

程、報告事項、協議事項として議に附せられたものでないといふ意味に於て否定されるか知れませんが、偶々此の項の討論に際し、此のことが明らかになつたことは事實であります、之が事實であつたことを明らかに申上げると同時に私は其の討論を聞いて居る間に色々貸すといふことに異存を稱へる考はありませんでしたが、斯ういふ疑問は抱きましたから夫れをお伺ひ致し度いと思つて居ります、上野會長に聽いて頂き度い事です。

○行政委員長(上野 壽君)

其の通御返事致します、委員会では色々説ありましたが、行政委員会では信託興業の話を議論したことはありません。

○森川照太郎君 大澤君にお尋ね致します、行政委員会に於て貴下の質問に對して明らかになつたといふことを貴下お認めになりませんか。

○行政委員長(大澤大之助君)

夫れは行政委員会と委員と出席して頂いた時にありました、夫れに就きまして根本義として株式會社の困難を救ふといふ意味でなく萬一今言ふやうに興業信託で困難に陥つて居る方があれば、其の方を一體としたる金融組合、或は一種の信用組合の條項を考へて民國から夫れに貸付けて其の困難を救済するといふことにすれば、株式會社を救ふのでなくして民衆の困難を救ふといふことになる、さういふ方法もあるのですから斯ういふことは問題にせず、此のまゝ御通過になつたら宜いと思ひます、方法は幾らでもありますから、株式會社を救はなくても救ふ道はある、餘り問題にしないやうにしたい。

○森川照太郎君 信託興業にお貸しになつて異存があるものでありません、私はちかちかに貸してやつて結構と思ひます、何故ならば不公平な私共一文も貸して呉れない、其他サラリーマンも借りられない、女、子供も借りられないものが信託興業に貸してやる、此處に入れて苦しんで居る人だけはお金を貸してやる、私は信託興業の額母子の掛金の滞りがあり、支拂の出来なくなつて居る状態を救済するのは宜いことであるといふ點に對して茲に力説して置き度いと思ひます、要するに民衆の行政を明るくするといふことを此の頃ちよい／＼聞きますが、民國の行政を明るくするに於ては、信託の額母子を整理してやるといふならば、大澤君の資本主義ならざる一般民衆の爲になるのですから民國の損失を蒙ることの避けられる限り他の方にも矢張り恩典を施してやらなくては不公平になります、故に信託以外の額母子講で同様の理由に依り、同様の状態に陥つたものから願ひ出でた時矢張り相當の擔保物のある限り同じやうに恩典を與へてやらなければならぬ、此の事を一言御注意申上げて置きます。

(千葉初藏君 賛成)

○清水幸三郎君 四萬弗の資本を貸出すに六萬弗を限度とした組合であるか、或は二十萬弗か十萬弗他から資金を持つて來て金融組合が組織出来るものに向つてお貸しになる道を開かれるのか一寸。

○行政委員長(上野 壽君)

金融組合の具体的案だけは出来て居ります、参考といふ所に出て居るのが即ち夫れであります夫れから其處の資本といふのは三十萬圓の中十萬圓だけを貸すのです、夫れが資金になる譯で

(31)

○行政委員長(上野 壽君)

幾らもさういふ話があつたのです。

○森川照太郎君 先刻鐵治君が會長に質問の時ほんやりして聞いて居りませんでした、行政委員会に於て第四條第二項の信託興業株式會社に關することが明らかになつたことは事實であります、會長の仰る通り議案とか報告、協議事項としては議せられますまいが、此の創案が議せられるに就て斯ういふ條項に關して斯ういふことが明らかになつたのは事實であります、會長は議事日

(32)

程、報告事項、協議事項として議に附せられたものでないといふ意味に於て否定されるか知れませんが、偶々此の項の討論に際し、此のことが明らかになつたことは事實であります、之が事實であつたことを明らかに申上げると同時に私は其の討論を聞いて居る間に色々貸すといふことに異存を稱へる考はありませんでしたが、斯ういふ疑問は抱きましたから夫れをお伺ひ致し度いと思つて居ります、上野會長に聽いて頂き度い事です。

○行政委員長(上野 壽君)

其の通御返事致します、委員会では色々説ありましたが、行政委員会では信託興業の話を議論したことはありません。

○森川照太郎君 大澤君にお尋ね致します、行政委員会に於て貴下の質問に對して明らかになつたといふことを貴下お認めになりませんか。

○行政委員長(大澤大之助君)

夫れは行政委員会と委員と出席して頂いた時にありました、夫れに就きまして根本義として株式會社の困難を救ふといふ意味でなく萬一今言ふやうに興業信託で困難に陥つて居る方があれば、其の方を一體としたる金融組合、或は一種の信用組合の條項を考へて民國から夫れに貸付けて其の困難を救済するといふことにすれば、株式會社を救ふのでなくして民衆の困難を救ふといふことになる、さういふ方法もあるのですから斯ういふことは問題にせず、此のまゝ御通過になつたら宜いと思ひます、方法は幾らでもありますから、株式會社を救はなくても救ふ道はある、餘り問題にしないやうにしたい。

○森川照太郎君 信託興業にお貸しになつて異存があるものでありません、私はちかちかに貸してやつて結構と思ひます、何故ならば不公平な私共一文も貸して呉れない、其他サラリーマンも借りられない、女、子供も借りられないものが信託興業に貸してやる、此處に入れて苦しんで居る人だけはお金を貸してやる、私は信託興業の額母子の掛金の滞りがあり、支拂の出来なくなつて居る状態を救済するのは宜いことであるといふ點に對して茲に力説して置き度いと思ひます、要するに民衆の行政を明るくするといふことを此の頃ちよい／＼聞きますが、民國の行政を明るくするに於ては、信託の額母子を整理してやるといふならば、大澤君の資本主義ならざる一般民衆の爲になるのですから民國の損失を蒙ることの避けられる限り他の方にも矢張り恩典を施してやらなくては不公平になります、故に信託以外の額母子講で同様の理由に依り、同様の状態に陥つたものから願ひ出でた時矢張り相當の擔保物のある限り同じやうに恩典を與へてやらなければならぬ、此の事を一言御注意申上げて置きます。

(千葉初藏君 賛成)

○清水幸三郎君 四萬弗の資本を貸出すに六萬弗を限度とした組合であるか、或は二十萬弗か十萬弗他から資金を持つて來て金融組合が組織出来るものに向つてお貸しになる道を開かれるのか一寸。

○行政委員長(上野 壽君)

金融組合の具体的案だけは出来て居ります、参考といふ所に出て居るのが即ち夫れであります夫れから其處の資本といふのは三十萬圓の中十萬圓だけを貸すのです、夫れが資金になる譯で

(34)

○行政委員長(上野 壽君)
 費用を、借りた人から返すやうな方法は立て、居るか否や、之が第一番のお尋ねのやうに記憶致します、大体が救済する意味でやつたのでありまして、居前申します通り天津の居留民の主体は先づ商工業者であるのでありますから、夫等をば救済する爲にやつたのでありますから、費用を返還させるといふことはしなくては宜いであらうと考へて居ります、又今五十萬圓の圓債が外務にありますが、其の利息を六ヶ年間免除して頂き度いといふことを願つて居ります、之は今春來上京された方々が之を外務當局に會つて民團の現在の状況を訴へて是非免除して頂き度い、元金支拂ひも六ヶ年間延期して頂き度いといふことも請願致して居ります、未だ實現致しませんけれども、吾々の見込では必ずしも實現するものと思つて居ります、斯ういふことを請願すれば此の度費した費用以上に民團は非常な利益を得ることになりますから、之はもう少し長い眼で見れば頂いたら成程斯ういふ費用は返さんでも宜かつたといふことになることを私は信じて居ります、夫れで費用の内容は、民團に斯ういふ出張の際の旅費規程がありまして、夫れに依つて出して居ります、夫れが大部分で少し許りは旅前申上げた中に東京で關係筋の人を招待したものもありませんが、夫れは極めて少部で旅費日當、滞在費さういふものであります。

○高橋英之助君 此の條例には出て居りませんが、回數不能は見込んで居りますか居りませんか。

(33)

す、夫れから組合員は總て拂込をしなければならぬ、詰り加入金を拂はなければなりません。

○清水幸三郎君 夫れはよく解つて居りますが、私の言ふのは組合を組織する具体的にきまつた人があるか。

○行政委員長(上野 壽君)
 組合員は之から募るので今は未だないので、詰り此の案が通過すれば其處で初めて組合員を募集してさうして組合員が即ち主体になつて其の中から理事を選挙し、或は監事を選挙する、今は出来て居りません。

○清水幸三郎君 夫れが出来ない場合は、

○行政委員長(上野 壽君)
 出来なければ十萬圓貸さないで宜い譯であります、他に廻すかも知れません。

○藤谷信治君 先程藤川議員から一寸質問があつたやうですが、此の三十萬圓の復興資金を借りることの出来る人は、營業課金を納める方に限られて居るやうであります、さうすると之を借入れますに要しました費用は、此の三十萬圓を借り得る人は非常に幸福な方でありまして、借れる三十萬圓の金から民團の方に返して貰ふべきものであるやうに思ふ、又行政委員の方も此の點には何かお氣附きになつたことであらうと思ひます、私は此處に出て居りませんが、此の點も一つお尋ねしたいのです、夫れから餘分のやうであります、矢張り運送のあるものであります、此の點も一つお尋ね致しますが、其の三十萬圓を借りに要したる費用を未だ貸付で納めざる所が若々にお尋ねして居りませんが、夫れから又其の低利資金を借りる爲に上京されたる運動費、詰り結局低利資金は借りられないが金は借りられて居るのであります、運動資金の内容も一寸も解つて居らない、明確な數も明示されて居りません、知らせられないのか之を一つお尋ねしたいのであります。

(36)

○行政委員長(上野 壽君)
 見込んで居ります、二年目が三分、三年目が三分、四年目が五分、五年目が五分、合計一萬二千五百二十四圓に見つて居ります。

○藤川照太郎君 先刻の問題で一寸申上げたことがある、只今上野委員長はあの費用は、五十萬圓債の元利金償還延期の爲に費やされたのであるから、旁民團の負擔としたといふことでありまして、之は豫算の時にやるべきものかも知れませんが、此處で述べさして頂き度いと思ひます、私の考へではあの五十萬圓圓債に對する元利支拂の延期をして貰ふ必要が民團に實際あるならば強て三人も揃つて東京に申して行かなくても目の先にも總領事から居られるのですから其處へ行つて事情を明らかにしたら領事の取次に依つて許されることであらうと思ひます、其の運動したことを以てあの費用を民團の負擔とすべきものだといふ理由は成り立たないと思ひます、然らば最前申上げたやうに成程天津の營業の振興は商工業者でありませうけれども、民團といふものから見ましたならば、組成分には營業税を納める人のみでありませう、取得税のみを納めて居る人も相當多數に上つて居るのであります、而して之等の人は借りることも出来なくて、さうして萬一貸倒れでも出来れば其の理合もして行かなければならぬ危険を帯び、之に費した多額の運動費の負擔も、議員の多數諸君は商工業者であるが故に別に不滿を感じないかも知れませんが、商工業者に非ざる納税者は公平だとお考へせうか、危険はある、貸してやらん、利益は受くべからず、損害は前の負擔と云つた時、之を公平だといふ人は恐らくないと思ひます、斯ういふことをば密に政治だの公平な政治だの仰りば甚だ鳥渡がましいことであると思ひます、田村さんはお笑ひになつて居るが、貴下はさうお考へになつて居りませうか(田村行政委員「考へません」)後に御返事を伺へば宜いのであります、此の費用は借りた人が利息を拂つて行く中に入れるのが當り前であります、其處らの諸君が賛成して呉れないから成立しないと覺悟して居りますが、さういふことをなすつては一寸先刻申上げたやうに税金を納めるのは莫迦々々しいといふ考を持つ人が出来るのです、又滞納金を嚴重に取立てなさることも聊か不當だと思ひます、もう直き任期の盡きる行政委員に註文するのであります、之からなる方々は、不公平なことをなすつて明るい政治呼ばれはならないやうに、斯ういふ間違つたことはしないやうに、次の行政委員たる諸君に註文して置くだけです。(贊成)

○永安平吉君 私は藤川さんは考へ違つて居られはしないか、取得課金を納めるのは一定の收入を何時も動かない人、商工業者は自ら危険を負つてやつて居る人。

○藤川照太郎君 永安君が考へ違つて居る、免職になれば一文も無くなる恐れがある、吾々のやうなものだと何時おつ放り出されるか知れませんか。

○行政委員(大澤大之助君)
 私は藤川君の説に反駁を加へたいと思ひます、藤川君が思ひ違つて居らつしやると思ふ、居留民全体は皆同じ配下に居る愛し子であるが、順序といふものを考へなければならぬと思ひます、之です、商工業者といふものは株主が中心になつて居る、さうして凡て他の船會社、銀行でも夫れを補助する、商工業者に仕事があつたら始めて銀行がものをとれば、保險もつる、補助商です、商工業者を救ふ、之が補助商の營業を來す原因になります、貴下は高等商業を卒業になつて居るから其の位のことば解つて居らつしやるでせうか。

(35)

○行政委員(田村俊次君)

私は森川君の説に全然反対なんです、私も矢張り金を借りる資格のない居留民、大澤さんの云はれることは少し私の意見と違ふ、今居留民を一つの家族と想定すれば家族の中で誰か一人病氣したものがあつたらば、さうすれば他の健康なものは自分の食へるものを食へずに湯合に依つたら業を休んでも看過しなければならぬ、今居留民の中で條例案にある通り營業課金を納めて居るものが一番打撃を受けた、動亂や日貨排斥で一番營業課金を納めるものが受けて居る、一番打撃を受けた非道いものを救ふのは、矢張り一家族の中で病人が出来たのを家族全体が夫れを救ふのと同じであります、であるから民團としては商工業者に金を貸すのは差支ないと思ひます、さういふ風に考へますれば、決して不公平でないと思ひます。

○森川君の仰つた補助機關が何うといふことは私解りませんから何も申上げませんが、田村君の仰つたことに對しては私は違ふやうに考へます、若し商工業者が打撃を蒙つたならば、其の影響は取得課金を納めて居る者にも當然引いて行かなければならぬ、其の厚薄は人に依つて違ふことは明らかであります、斯ういふことで困つて居るのは商工業者の過失、だからさういふ點から言ふ譯にいかないと思ひます、大澤君の言はれるのはよく解りませんが、さう考へて見ると商工業者所邊りのお考ならば御尤も、之は商工業者所でない、民團は居留民一般より成立つ居留民團、居留民を本位とした頭でお考へにならなければ間違ひます、其處で民團に税を納めて居る分子は土地課金、家屋課金もありませんが、營業課金、取得課金を納めて居るものと二色から出来上つて居るのは勿論であります、民團として不公平ないやうになさい、若し之が商工業者所であるならば商工業者に限つても宜いが、兩方から出来て居るのですから片方だけではないけません、公平にお扱ひなさい。

(38)

(37)

○行政委員長(上野 壽君)

只今森川君の色々御議論がありましたのですが、既に民團に於て此の團債を起す、其の團債は興業資金である、興業資金といふものは即ち商工業者を助ける爲にやるのであるといふことは最初の請願の時から趣意は極く明らかになつて居ります、夫れは最初の請願書を御覽になれば解りますが、範圍はもつと廣いのですけれども、詰り商工業者は近年の動亂乃至は排日に依つて非常に困つて居るから之を助け度いといふ一項目が確かにあります、其の時は業務復活資金になつて居りますが、業務復興資金になる譯であります、其の中の他の部分は成立しなかつたが之れだけは成立して居ります、他の部分といふのは不動産金融貸付金を百萬圓、輸出入及工業金融貸付金として七拾萬圓で、業務復活資金の三拾萬圓と合計二百萬圓の請願であつたのですが、此の三拾萬圓だけが認められて出来た譯であります、之を繰返して居りますと長くなりますから、之は民團に於て認められて居るものと御承知願ひ度い、其處で其の費用のことになります、此の事はば認めた以上は費用も従つて認められて居るのですから私は民團から上京委員を出して費用を使つてさうして金を借りるといふことは民團で既に決定して居ることから何うか前の歴史を御回想になればよく解ると思ひます。

○森川君の御議論を回想して申上げ度いと思ひます、餘計なことだが此の問題の起りから回想して居るのであります、先刻上野會長の御説明でも上野氏は名前に引かれて居ると思ひます、今伺つても矢張りさう思ひます、所でどんな名をつけやうかといふことは此の運動が起つてから斯ういふ名前前に決定されたが、色々の會合に於て相談した位、名前が別に無いのでありません、内容が問題夫れ自身ではありませんか、偶々終ひに斯ういふ名が極まりましたが、斯んなにして

(40)

(39)

見た所で營業復興資金、興業資金といふ變な區別がついて居ります、之をよく頭に入れて居る方も餘り多くないのでないかと懸念する位で名前に因はれる必要は一寸もないと思ひます、さうして色々の會合を通じて居る間に商工業者のみに貸すといふやうなお話は出ずじまつて、従つて私は興業資金貸付條例案が行政委員会で議せられて居る時に善々に貸して呉れるやうな注文が金融組合の方にあるのかなあと頼みにしつゝ金融組合の方を見ると之が營業者に限つて居るので驚いたのであります、故に初には一般に貸すやうに考へて居る、然らざれば民團が斯ういふ金を借りて来るのは不適當ですよ、けれども之は商工業者でお困りなるのを強て反對する限りでないから反對もしないけれども、民團として借るには一般の爲に借るべき考でなければなりません、營業復興資金といふ名義であつた所に於て、營業税を納付する者に限るといふことにしなればならぬ理由は一寸もありません、若し強いてさういふことを仰るならば名前に因はれる爲のみであつて、善々はその名前に因はれる必要は一寸もありません、二讀會で修正案を出さうと思ひます、其の通りにすれば差支ない、故に先刻上野氏が金も減つたのだから斯うするより仕方ない、出来れば他の者に貸してやり度い、お考であつたら少しも宜いからありなかつたら公平にしなければならぬものであります、私が借りたくて申上げる譯でないが、營業者のみに限つて貸は取られ、貸しはせんとし不公平なことは反感を買ふ原因になるのですから租界の當事者は三讀會も願ひ度いと思ひます、御注意申上げます。

○清水幸三郎君 先刻より森川君の意見に同意です、金の性質なるものが民團自治体其のものが借りるのであるから一般に均當されるべきものと信じて居ります、が併し斯ういふことになつたといふことは假りに諸君が十分に熟議された結果社會政策の一部に之を應用するものと考へるより他善々として見逃しやうがない、民團が借りたものならば森川君の言ふ通りであると思ひます、(拍手)善々が貸下方が骨折つて社會政策の爲にやつたのだなあと見逃がして居る位のもので實際から森川君の議論が正當なものであると思ひます、若し森川君の希望があるならば修正案を提出されることを希望致します。

○議長(吉田房次郎君)

御質問は大抵済んだやうですから第二讀會に入りませう。

○森川君 第一條第一項を「支那」に於てケル天災動亂及政治的動搖ニ依り直接若ハ間接ニ損害ヲ蒙リ窮境ニ陥リタルモノニシテ引續キ居住營業ノ意思確實ナルコト」第二項「天津居留民團課金負擔義務ヲ有シ」と營業の二字を取つてしまふ、斯ういふ風に直したいと思ひます、賛成しないでせうか。

○議長(吉田房次郎君)

只今森川議員から修正案が出ましたが、御賛成の方はお立ち下さい、——夫れでは此の動議は賛成者が五人ありますから。

○行政委員長(上野 壽君)

森川君から修正案が出ましたが、一項の方は字句の修正でありまして内容には大した變りはないと思ひますから相當の文字であれば又差支ないと思ひますが、第二項の營業課金の「營業」の二字を取ることにあります、非常な變化を來すことになり、さうすると最初の請願書の趣意と違ふのであります、名目だけ違ふと仰るけれども決してさうでないのです、最初の請願書で二百萬圓借りる積りでありますので、夫れは「不動産金融貸付金を百萬圓、輸出入及工

(42)

(41)

業金融貸付金として七拾萬圓、業務復活貸付金に參拾萬圓、合計貳百萬圓になつて居ります。最前から名に拘泥して居ると仰有るけれども、名に拘泥して居るではありません、名がついたのも實がある爲に附いたのでありますから決して貴下の仰有るやうな譯ではありません、夫れを今日になつて一般に擴げるといふことになりますと、之迄度々民會で御相談したことが注意が變つて來ることになりますから、修正案を願へば撤回して頂かないと大變變化を來すことになると思ひます。

○清水幸三郎君、今上野さんが、初の請願書の主旨に依つて御説明が御座りますけれども、全然初の請願書の金額と併り入れた金額と違ひますから修正案で結構だと思ひます。

○森川照太君、上野さんが先刻仰有つた三項で私の議論が一寸も間違つて居らぬのみならず、寧ろ正當であるといふことを證據立てて居ると思ひます、成程名稱は實業復興云々とありますが、第三項の業務復活といふので商工業に限つた譯でないと思ひます、第三項に依つてもサラリーマン若くは取得課金を負擔する人々迄も含んで居るといふことは明らかになつて居ります、吾々は其の理由の許に此の運動に参加したものであります、故に益々商工業者で營業税を拂ふものに限るといふのは最初の主旨から云つても間違つて居るといふことは明らかだと思ひます、如何ですか。

○行政委員長(上野 壽君)
業務といふのは給料を取つて居るものは業務でないでせう。

○森川照太君、そんなことはありません、では遊藝でありますか。

○行政委員長(上野 壽君)
夫れは生活の爲ではあるけれども、名稱から云へば必ず之は營業といふ意味です、夫れは眞下こそ文字に拘泥して牽強附會をなさるもので間違つて居ると思ひます。

○森川照太君、實業と意思と合つて居ります、私の言ふ通り、何時も反對する清水君さへ私と同じ考を持つて居られます、永安君もきつと僕と同じことを言ひます、第三項の業務はつとめでありませぬか營業ではありません。

○行政委員長(上野 壽君)
業務は實業です。

○砂田 實君、私は初から之に携つて居りますが、先程から森川君から色々お説が御座りますが、上野さんのお説に同感するものであります、吾々の頭は營業税を納める生産業者を助ける、中小商工業者を助ける趣意の許に此の案を出しました、其の當時政府に請願しました請願書にも書いてあります通り三年十二月末の天津に於ける營業者が七百五十軒ございまして、七百五十軒の中實際に於て營業し、生産をやつて居るものが、四百六十軒約五百軒近くあるのございまして、先程大澤氏からお話になつたやうに矢張り五百軒程の實際の中小商工業者を助けるのが自然夫れに附随するものを助ける譯であります、此の度の資金は參拾萬圓で金額が少い、此の中十四萬程を興業資金に振當てるのでありますから、中小商工業者に振當てるにも申込が殺到すれば金額の分配は難しいと思ひます、全部取得税を納めて居るものも入れれば、其の中には不生産業者も相當ある、夫らの人に分配するに貸付金の在定額に非常な困難を來すことになりますと、之は從來の根本方針ですから營業税を納めて居るものに貸與することに願ひ度いのであります。

○森川照太君、砂田君は商業會議所の會頭であります、其の頭が商工業でかたまつて居るのは御尤

(44)

(43)

もであります、其の頭で此の問題を取扱つたが故に商工業者に限るといふやうなことになつた吾々は不動産や商品擔保に限るといふことで此の問題に参加しなかつた、一般の困る人を救ふといふ意味で参加したものでありますから、最初からの立場が其處にあるのですから間違ない、此の點に注意して今日迄來て居ります、貴下が商工業者といふかん／＼頭で考へられたからさういふ風にお間違なさるに違ひない、政府は此の問題に御一文字貸して呉れないとお説であるが、政府に向つて何を言つても構ひません、政府は此の問題に御一文字貸して呉れない以上は吾々に取つては英國の政府も同じです、金が少いから一般にはやれないと仰有るが、少い多いは問題でありませぬ、筋を通せば置かなければ行政上に間違を生ずる、此の恩典に浴さずして義務を負擔せしめられる人々が不満を感じるのは當り前でありませぬ、斯ういふ人にお課金を滞納してはいい、斯ういふ意味で假令債かでも宜い、平等に扱へば宜い、偏頗な處置をしてはいいけないといふ立前から歴史的の理由があるのです、決して私は間違をして居るのも何でもない、上野君は業務と實業と商工業を混同されて居りますが、實業は實業、商工業は商工業、業務は業務、つとめです、夫れは明らかに私の言ふことを指して居る、斯んなものになつた人が間違になつて居る、だからお直しになるが宜い。

○永安平吉君、森川君は私も森川君の説と同じだと仰有りますが、夫れは全然違つて居る、一番初めの會合の時三百五十萬圓で、夫れは不動産擔保が二百萬圓、商品擔保が百二十萬圓、一般信用貸が三十萬圓で合計三百五十萬圓です、夫れは森川君のお考違です。

○森川照太君、此の前永安君が同じだと仰有つたからさう言つたのですから違つて居つたのなら夫れで宜い。

○行政委員長(大澤大之助君)
難關の爲に議論を一人で支配なさるやうですが、さう喧ましく言はないで、事實に於て之を考へるに大體實業家を救ふことは之日支貿易を増進して、日本に於ける海外に於ける受取勘定を多くするといふことを土台に行かなければ日本に行つて金を借りることが出来ぬ、天津の人は閉口たれて居る金は貸せぬ、といふことになつたものと思ひます、夫れで貴下の仰有るやうに夫れ許り救つても他を平均にやらないのが不公平と云へば如何にもさうも云へますが、夫れには金融組合が出来て一口二十圓出せば四十圓は借りられることになりませぬから随分細い所迄出来るのであります、だから民間の金を借りないでも二十圓出せば一口の會員となつて大にすることが出来る、さういふ具合な方法で設けてあるのですから餘りさう自論でせぬで宜い加減に何うですか。

○森川照太君、金融組合から借りられるやうなことを仰有るが、金融組合案を讀みましたが、一見天津商工業者を以て組織することになつて私はいれませぬよ。

○行政委員長(大澤大之助君)
夫れは商工業者になつて居りますが、此の案は未だ確定的のものでありません、之は所謂参考案であつて組合で何うにも變更出来る之を鐵案として見るからいけない、もつと民衆的のものにも出来る、夫れを以て議論する貴下が間違ひ。

○森川照太君、之は天津商工業金融組合とありますから商工業者を以て組織するものと思ひます、

(45)

(45)

(變更自由と呼ぶ者あり)自由に變更出来るから變更したら宜いぢやないかと今日迄度々つられた例があります。初から譯ないやうなことを云つてしまひに變つて行くことがよくありますが、之も貴下の言ふことを聞いて之が變らなければ矢張り吾々遣入れないのであります。故に私は後で變へられるものと思はない、之は斯んなものにすると言つたから私は議論した譯であります。併し乍ら大澤君が仰る日本府から借りる都合が悪かつたと仰るけれども私は商工業者復活の爲めのみを理由にしないで「窮する居留民」と附加しても理由が一つ増えるだけで一寸も邪魔にならないのであります。日本の或處にはあり餘つて居る金がないのでありません。日本の土地を擔保にして七分五厘の金を借りることが出来るなら何でも借りられると思ひます。七分五厘の金を確實な擔保で借りるのなら森川照太でも出来る、問題は居留民が借りるには理由を考へればどんな理由でも借りられると思ふ。

○行政委員長(上野 壽君)

森川氏の議論は確かに議論としては一面の眞理があると私は共鳴します。其の事は最初から行政委員会で考へたのです。最初森川氏も言はれた通り民團が主体になつて借る積りでなかつたのです。夫れが段々變つて来て今日は民團が主体になつて借ることになつたのです。此の事に付ては其の時々、程度々々民團の御承認を得て居る。夫れを又此處で承認されないと初に逆戻りするやうなことになる。其の邊は前考を考へたならば、度々御承認を得て居ります。夫れで要するに森川氏の言はれる一般に貸すのが本當でないといふことは確かに眞理でせう。只復興資金に付ては最初から商工業者の困難を救ふ爲にやつたのであるから其の趣意をはずつと受けて来て居るのです。其處で最初から民團が主体になる筈ではなかつたけれども、主体にならなければ

ば借りられないので已むを得なつたのであります。之は間違ない事實であります。若し金額が餘計であつたらもう少し金額を減らすといふ事が民團で起つたならば差支ないのであります。議論より事實に於て僅か三拾萬圓の金を以て天津の中小商工業者を救ふにも随分困難な金額であります。況んや之を又一般に擴げるといふことになれば最初お話ししたやうに十分效力を發揮しないことになるだらうと思ひます。其の邊を一つお考へ下さつて「營業資金」の「營業」の二字を削ぐことは何うか御撤回願ひ度いと私は希望するのであります。

○森川照太君 度々申上げるやうですが、初からの考が私と貴下と違つて居りました。此の金額が極めて僅かでも貴下がお懸念になるやうなことはなからうと思ひます。先刻承れば未だ擔保に入れるものは少しあるし、未だ時機を得れば借りられるといふお話があつたから金額が少いといふことは別に大した問題にならずして、或は三十萬、七十萬、百萬圓でも借出し得ることと思ひます。其の運動費を澤山使つて又吾々に被せられるのは甚だ迷惑ですが、金額の點に於てならば先にも借りられるでせうから、假令僅かでも、宜しうございませうから前の立つたことをなさらなければいかん。私は民團行政の立前より考へて不公平の觀を免れないことをなすつてはいかんといふ意味から三拾萬圓で活きたり死んだりするやうな商工業者の復活の問題より民團の目から見れば其の方が大切なこととあります。斯ういふ意味に依つて折角乍ら貴下の意見に従ふことは出来ません。民團の所謂明るい政治、公平な政治をするには公平、平等になさなければならぬが故に、之は固く之も一般的のものになさることを主張致します。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは森川さんの動議の決を採りませう。之はお讀みしなくても只今お話になつたことで解つ

(48)

(47)

て居りますから、第一條第一項、第二項二つの修正案が出て居ります。之に御賛成の方は起立願ひます。

起立者 二十二名
夫れでは反對の方御起立願ひます。

起立者 十九名
議長(吉田房次郎君)

結果を御報告致します。森川さんに御賛成の方が二十二名、原案維持が十九名です。

拍手起る

○瀬底正敏君 第四條の第三行目「多數居留民ノ利益ニ影響シ緊急ニムラ得サル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ拘ラス」擔保付個人保証ニテ「特別貸付ヲ爲スコトヲ得」と修正して頂き度い、理由を一寸上げます。擔保貸でない信用貸をする時分に會社が三箇一所に團體を作ると信用でも貸付けることが出来ます。會社は拂込に對して從來の株主が持てまかせから担保若しくは個人信用がなければ五箇年間に亘る長い期間でありますから不安があると思ひます。夫れに依つて今申上げました動議に修正致し度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

賛成者がありますか。

○瀬底正敏君 請り今申上げた通り會社其のものが貸付を爲す時分には擔保が若しくは個人の保証がない時分には會社の方は、株主の方は株の制限だけで、自己の責任がないものでありますから會社が若しくは破産する時分に民團は夫れに向つて取れないことになりませうから、其の場合擔保か若しくは個人の保証がなければ危いことになつて来ますから其處に制限を附する譯です。第六條の連帶保証人といふのは個人ですか、法人でも宜い譯ですか。

○行政委員長(上野 壽君)

會社ならば一人と見るのですから他に一人要する譯です。會社が復興資金を借りますに、今の第四條を修正した個人の保証といふことになりませう、之が團體か或は株式會社といふやうなことにあります。夫れに限つてはいふことになりませう、之は勿論必要なことであつて細則に必ず入る積りなのです。無論第四條の特別貸付は名前が既に特別貸付であつて、普通は到底之に金を出さずに行かないのであります。非常な場合に於ては擔保とか保証といふことは嚴重な方法を設けてやるのですから、勿論斯ういふことは細則に極める筈になつて居ります。

○瀬底正敏君 若し細則の方に行つて極めて頂くのならば私の動議は撤回致します。

○永安平吉君 第四條の信用貸に於て二千弗以内、擔保貸に於て四千弗以内といふのは、例へば信用貸で二千弗だけ借りて置いて、又擔保を持つて行つて四千弗借りることが出来るのですか。

○行政委員長(上野 壽君)

さうでないのです。第三條、第四條を通して信用貸なら二千弗、擔保貸なら四千弗といふことになりませう。

○清水幸三郎君 第三條の「興業資金ノ内銀六萬弗ヲ限度トシ天津商工業金融組合ニ加入スル者ニ對シ」といふ所に「金融組合成立後加入スル者ニ」といふ三字を加へたい、さうしないと、金融組合なるもの自体が解らん、成立してから貸すべきものであらうと思ふのですが、金融組合が具

体的に極つて居ないので金融組合に加入せんとする者とする何處に加入して宜いか解らない、成立後といふことを加へる必要がある。

○行政委員会(上野 壽君)
御尤もですが、此の文章に依ると成立した後でないといふ申込出来ないうし、貸したくも貸せないのですから。

○議長(吉田房次郎君)
御意見も御質問もございませなければ休職致します。

午後八時四十分再開

午後七時二十分休職

○議長(吉田房次郎君)(拍手)
夫れでは開會致します、只今の引續きでありまして興業資金貸付條例案だけの第二讀會でありませぬ、御意見ございませぬば何うか。

○藤谷信治君 先程森川議員から貸付條例の修正案を出されましたが、第一項「支那ニ於ケル天災動亂及政治的動搖ニ依リ直接若ハ間接ニ損害ヲ蒙リ窮境ニ陥リタルモノ」に引續き居住營業ノ意思確實ナルコト」第二項「興業資金借入申込ノ時ヨリ過リ二箇年間繼續シテ天津居留民團課金ノ負擔義務ヲ有シ且之ヲ完納シタルコト」斯ういふ修正案が可決されましたが、此の修正案の趣旨と第一項の修正の字句が面白くないのであります、第二項は修正案の通りにして、第一項を「支那ニ於ケル動亂及排日貨運動ニ依リ直接若ハ間接ニ損害ヲ蒙リタル者」に引續き居住ノ意思確實ナルコト」といふ風に、語り元の修正されない分「營業不振ニ陥リ」といふ文字と「居住營業」の營業を取つたものに修正致し度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
森川君に異議なければ斯う直したら宜いと思ひます。

○森川照太郎君(賛成)
議長(吉田房次郎君)
夫れでは斯う致しませう、夫れから他に御質問ございませぬか。

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは議會省略して修正可決と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
議案第四「昭和四年度特別會計實業復興資金豫算案」を議題と致します。

○行政委員(田中鑄太郎君)
此の案に付しまして私から御説明致します。
歳入は貳千貳百、歳出は貳千貳百、夫れで歳入の款に行きまして、第一、實業復興資金の収入が貳千貳百、一、興業資金貸付金利息が貳千、之は摘要に書いてあります通り、興業資金貸付金十萬、對する二箇月間の分を計上したのであります、二、預金利息、貳百、之は興業資金拾萬、對する二箇月間の分を計上して拾萬、當座預金にし

まして其の利息が計上してあります、年利二分の割になつて居ります、此の計が貳千貳百、興業資金貸付金利息の方の貳千は本年度に於て約拾萬位貸付出来るものとして茲に拾萬の金利を計上したのであります、夫れから元來豫算の性質から云ひますと、興業資金貸付金利息の次に金融組合の方へ貸しますと、拾萬の利息も之に計上しなくては行かぬのですが、本年度は恐らく貸付は出来ないものとして豫算に計上致しません、語り來年度から計上することになります、夫れから歳出の方で、第一、事務費が千五百五拾、一、俸給及手当が八百、一、書記一人、一月、四ヶ月分、雇員一人、之も矢張り四ヶ月分、之は書記、雇員共専任の者を取ります、さうして金融部の方の主任書記は民間吏員を以て兼務さすといふことになつて居ります、之は計上してあります、備人給八拾、支那人一人、二拾、之を使ふことになつて居ります、其他備品費が百五拾、口棚一、手提金庫一、机三、椅子五、籠子掛一、懸幕版一、四項、消耗品費百、五項、公費料、二百、六項、宿舎料、百貳拾、七項、雜費百、八項、雜費支出三百、一、雜費支出三百、興信所調査手数料電話料が計上してあります、第三款一般會計繰入金三百五拾、之を民間の一般會計に入れて償還資金の方に當てるのであります、本年度は三百五拾あるものとして茲に計上したのであります、此の計が貳千貳百といふことになります。

○那 茂行君 一寸お尋ね致しますが、只今の係給手當、書記一人(月百)四ヶ月分とあります、宿舎費に百貳拾、あります、之もダブルやうに考へられますか？

○行政委員(田中鑄太郎君)
書記一人といふのは専任の書記を更に置きますので、其の俸給が百。

○那 茂行君 新しく入るのですか。

○行政委員(田中鑄太郎君)
新しく入るのです。

○行政委員(上野 壽君)
新しく入ると言つて他處から入れる譯でないが、吏員が此の方へ入るのです。

○那 茂行君 宿舎費がダブルですよ。

○行政委員(田中鑄太郎君)
宿舎料は一般會計が減つて此の方に入つて來ます。

○議長(吉田房次郎君)
一寸申上げますが、實際は租界局の人がなるのですが専任にする、其の代り一般會計から拂つた給料を此方から拂ふ。

○行政委員(田中鑄太郎君)
此の人は民間の仕事せず此方を専任にするのですか、宿舎料も同じやうに特別會計の方の豫算に移つて來る譯です。

○石川 通君 一寸お尋ね致しますが、興業資金貸付金利息の方では二箇月分利息云々と書いて、片方は當座預金一箇月分利息と書いてありますが、此の關係が何うなつて居りますか、簡單かも知れませんが、御説明願ひ度い。

○行政委員(田中鑄太郎君)
此の方は拾萬圓本年度内に貸付出来るものと豫想して約二箇月間貸すといふ豫定で二箇月間計上してあります、預金利息の方は拾萬圓、三月に拾萬圓計り興業資金の方に貳拾

(53)

萬圓入る譯であります、之ももう十二月は殆ど全利がつくまいと思ひまして、三月一箇月分の利子を計上致しました。

○石川 通君 重ねてお尋ね致します、興業資金に對する二箇月分の利子と仰有るけれども三月迄本年度であるならば三ヶ月にならなければならぬやうな勘定になるものと思ひますが。

○行政委員(田中鑄太郎君) 本年一杯に拾萬圓は来ないのであります。

○石川 通君 一杯に来ないでも宜い譯であります。

○行政委員(田中鑄太郎君) 預金の方も拾萬圓だけを預金する豫定にして一箇月分の利子を取つてあります、全部預金するのではありません。

○石川 通君 ですから拾萬圓は本年末位來年一月位でも來さうと見て三箇月分に見るものを見るのでなからうかと信じて居るのであります、貳拾萬圓の中拾萬圓を貸付けるのでありますから拾萬圓だけの金利がつく譯であります。

○行政委員(田中鑄太郎君) 之は拾萬圓位しか本年度に於て貸せないのであるといふ見込で計上してあります、或は之よりもつと内輪になるかも知れませんが拾萬圓位と豫定してあるのです。

○石川 通君 殖えるのかも知れませんが。

○行政委員(田中鑄太郎君) 殖えるかも知れません。

(54)

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ございませんか。では議省省略可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは其の次の案でございます。

議案第五「特別會計埠頭築造費不足額ヲ一般會計ヨリ支出ノ件」

○行政委員(田中鑄太郎君) 埠頭築造費の不足の結果一般會計から支出するのですが、山口街にございまして陸軍倉庫宿舍間口にありまして陸軍宿舍を移轉することになつて居ります、其の費用として五萬圓を一般會計から支出する、之は既に埠頭築造費が全部ございせんから一般會計の方から立替るのであります。

○永安平吉君 さうしますと、一般會計から特別會計に繰入れた上で御支出になるのですか、或は一般會計から直ぐ御支出なさるのですか。

○行政委員(田中鑄太郎君) 請り一般會計の方から特別會計に立替へるのです。

○永安平吉君 特別會計埠頭築造費とある以上は一般會計から特別會計に繰入れて出すのが本當でせう。

○行政委員(田中鑄太郎君) 特別會計があればですが、特別會計がないのです、國債が出来ない爲に特別會計が出来ないので、夫れで一般會計から立替へて將來國債が出来た場合に返す。

○平野書記 此のバンドの特別會計は國債を以て支辨することになつて居ります、所が百拾萬圓

(55)

の金は既に使ひ果してしまつたのであります、バンドの特別會計に金は無いのです。

○永安平吉君 特別會計とした譯は埠頭築造費なるものが幾ら掛るかといふことを明らかにする爲に掛へたのです、必ずしも國債が出来たからと云つて夫れだけを特別會計にするのでない。

○平野書記 山口街の倉庫と四十二尺の道路をバンドの豫算内で買上げなければならぬ所であつたのです、夫れが四十尺以外の所を買上げた爲に其處に不足を來した。

○永安平吉君 特別會計條例なるものは廢止されたのですか。

○平野書記 埠頭築造費の支出方は國債を起さなければならぬのです、金を持つて行つて豫算を補填する譯に行かないのです。

○永安平吉君 私覺して居りませんが、埠頭築造費條例をお讀上げ願ひます、特別會計は國債のみを以て支出するから夫れで特別會計にしたといふのですか。

○平野書記 第一、日本專營居留地埠頭築造費ハ特別會計トス

第二、埠頭築造費ハ國債ヲ以テ之ニ充ツ

夫れで國債を起さなければ埠頭築造費は出来ないと譯です。

○永安平吉君 解りました、特別會計を拵へられた目的は國債を起される爲の特別會計です、國債に幾ら要つたか明らかになりましたといふ以上は夫れを特別會計に入れて支出されるのが當り前です、會計法として特別會計を拵へる理由は始は國債云々といふことであつたかも知れませんが、國債に幾ら掛つたといふことを知る爲に特別會計が拵へられたものと思ひます。

○行政委員(上野 壽君)

(56)

永安さんの御説は御尤もで、夫れが便利で、國債を起した時あの國債を以て充分支辨し得る見込であつたのですから其の見込で條例が出来て居ります、所が御承知の通り間口の地所を買つたり何かして、買ふのに成ては國債を起す積りであつたのですが、國債を起すことに成功しなかつた、買ふには買つて國債が出来ないといふ譯で、國債では足りないだけ、費下の御有るやうに特別會計に一般會計から入れて夫れから出すといふのが、築造費全体を知るに非常に便利でありますけれども、條例の爲に出来ないので、已むを得ず斯うして居るので、決算の時には特別會計以外に之れだけ出て居る、合計幾らになるといふ決算は致しますが、今日の所では斯うするより他ないので、會計法で……

○永安平吉君 さうすると之迄國債以外に御支出になつたものは一般會計から其のまゝ出されて居る、國債の國債以外に支出された金はいくらか解りませんか。

○行政委員(上野 壽君) 昨年四千圓だけ出て居ります、夫れ以外にないので今度が始めてです。

○永安平吉君 國債以外に出されたのは四千圓だけですか、さうすると埠頭築造に使はれた金は國債と四千圓と、今度のが始めてですね。

○行政委員(上野 壽君) さうです。

○永安平吉君 此の五萬圓は何の爲に出されて居るのですか。

○行政委員(上野 壽君) 夫れは埠頭以外の地になつて居りますから夫れは借りて來る性質のもので、

○永安平吉君 さういふものは若々は成るべくは特別會計の中に繰入れて置いてさうして後に支出

(58)

○行政委員(田中鑄太郎君)
此の豫算は御説明する程のことではないと思ひます、歳出の方の第六款第八項の備考を御訂正願ひ度と思ひます「第一相互生命」とありますのを「第一生命保険相互會社」と御訂正願ひ度、何か御質問がございますればお答へ致します。

○牧 尙一君 只今議題になつて居ります「昭和四年度居留民團歳入出」之の第十四款の家屋移轉補償費三萬弗とありますが、五萬弗に。

○行政委員(田中鑄太郎君)
一寸御答へ致します、此の豫算には三萬弗となつて居りますが、昭和四年度の豫備費に二萬弗計上してありますから其の豫備費から二萬弗出ます、此の方は三萬弗の追加になつて居ります、合せて五萬弗になつて居ります、此の豫算では三萬弗だけしか追加してございませぬ、二萬弗は豫備費の方に入つて居ります。

○牧 尙一君 今の御説明は昭和四年度の豫備費ですか。

○行政委員(田中鑄太郎君) さうです。

○牧 尙一君 豫備費の二萬弗と之と合せて五萬弗、さうすると之は豫備支出の分と三萬弗と合せたものですね。

○行政委員(田中鑄太郎君)
豫算の方は三萬弗だけ追加するのですが、二萬弗は既に豫備費に計上してありますから夫れで宜いのであります。

○牧 尙一君 三萬弗としたら如何でせうか。

(57)

されるといふのが上々だらうと思ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)
夫れは宜いですが、土地を處分しなければならぬので。

○永安平吉君 さうすると處分のつく迄は若々何にも知る譯に行かない、内容に就てもう少し吾々知り度いと思ふのですが、何ういふ風に回收されて居るか一應承り度いと思ひます、今迄吾々は内容を承つたことはいやうに思ひます。

○行政委員會長(上野 壽君)
夫れは調べれば解りますが、要するに四十尺以外の土地を買つてあるのです。

○永安平吉君 内容に付てどの土地を幾らで買つた、どの土地を幾らで買つたといふことを参考の爲に一應承り度いと思ひます。

○平野書記 四十尺以外の買取済の土地は家屋が二十萬九千八百五十二那十一仙、土地の坪數二千〇八十三坪十一です。

○議長(吉田房次郎君)
御質問なり御意見でございますれば(異議なし)——如何です、讀會省略可決確定としては、

「贊 成」

○議長(吉田房次郎君)
では可決確定と致します。(拍手)

議案第六「昭和四年度居留民團歳入出追加豫算案」
只今の結果として當然之は出るのですが、之れに對して御意見は、

(60)

○行政委員(田中鑄太郎君)
總額が五萬弗となつて居ります、三萬弗では、矢張り補償費として出するは五萬弗でありますから。

○平野書記 陸軍の方の山口馬用地を買ふのは埠頭築造費特別會計で買はなければならぬ、夫れが五萬弗要る、所が埠頭築造費の方の金がなから一般會計から立替へる、二萬弗は昨午民會の時に御承認を得て秋山街道踏をつぶしまして、今年の豫備費に二萬弗入れてある、所が五萬弗の中三萬弗足りませんから此處に斯ういふ前年度繰越金三萬弗を出しまして、夫れを二つ合せたもので埠頭の方に入れる。

○牧 尙一君 夫れはよく解つて居ります、二萬弗を此處で出してやるのが。

○平野書記 二萬弗豫備費に入つて居りますから領事官の認可さへ得れば宜い譯です。

○牧 尙一君 さうすれば此處に五萬弗出すのが本當でないかと思ひます、築造費を一般會計から立替へるのですから五萬弗です、三萬弗では二萬弗を何處から出したかといふことになり、三萬弗と五萬弗では二萬弗の差があります、民會を通過して取つてあるものなら領事官が認可さへすれば宜い、此處に五萬弗と出て居りますから變に思ひます、手續上の問題なら夫れで宜しい

○平野書記 手續上の問題であります。

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは讀會省略可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
之から議事日程第七に移る譯であります、其の前に参考として此處に「天津商工業金融組合定款案」が出て居ります、おきよになりたいたいことがありますれば御説明なさるさうであります、一質問なければ直ぐ議事日程第七に移ります。

議案第七「行政委員及豫備行政委員選舉」

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは投票用紙をお配り致します、只今總領事から立會人の御指名があります。

○岡本總領事 夫れでは立會人として山上逸君及小倉知正君にお願い致します。

此の間投票

○議長(吉田房次郎君)
御報告申し上げます、名刺の數が四十五、投票數四十五で合致致しますから之から開票致します。

此の間開票

○議長(吉田房次郎君)
開票の結果を御報告申し上げます。

六	票	石 川 通君
六	票	勝 田 重直君
五	票	田 中 鑄太郎君
五	票	古 田 治四郎君
五	票	田 村 俊次君
五	票	永 安 平吉君

(59)

○行政委員(田中鑄太郎君)
總額が五萬弗となつて居ります、三萬弗では、矢張り補償費として出するは五萬弗でありますから。

○平野書記 陸軍の方の山口馬用地を買ふのは埠頭築造費特別會計で買はなければならぬ、夫れが五萬弗要る、所が埠頭築造費の方の金がなから一般會計から立替へる、二萬弗は昨午民會の時に御承認を得て秋山街道踏をつぶしまして、今年の豫備費に二萬弗入れてある、所が五萬弗の中三萬弗足りませんから此處に斯ういふ前年度繰越金三萬弗を出しまして、夫れを二つ合せたもので埠頭の方に入れる。

○牧 尙一君 夫れはよく解つて居ります、二萬弗を此處で出してやるのが。

○平野書記 二萬弗豫備費に入つて居りますから領事官の認可さへ得れば宜い譯です。

○牧 尙一君 さうすれば此處に五萬弗出すのが本當でないかと思ひます、築造費を一般會計から立替へるのですから五萬弗です、三萬弗では二萬弗を何處から出したかといふことになり、三萬弗と五萬弗では二萬弗の差があります、民會を通過して取つてあるものなら領事官が認可さへすれば宜い、此處に五萬弗と出て居りますから變に思ひます、手續上の問題なら夫れで宜しい

○平野書記 手續上の問題であります。

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは讀會省略可決確定と致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
之から議事日程第七に移る譯であります、其の前に参考として此處に「天津商工業金融組合定款案」が出て居ります、おきよになりたいたいことがありますれば御説明なさるさうであります、一質問なければ直ぐ議事日程第七に移ります。

議案第七「行政委員及豫備行政委員選舉」

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは投票用紙をお配り致します、只今總領事から立會人の御指名があります。

○岡本總領事 夫れでは立會人として山上逸君及小倉知正君にお願い致します。

此の間投票

○議長(吉田房次郎君)
御報告申し上げます、名刺の數が四十五、投票數四十五で合致致しますから之から開票致します。

此の間開票

○議長(吉田房次郎君)
開票の結果を御報告申し上げます。

六	票	石 川 通君
六	票	勝 田 重直君
五	票	田 中 鑄太郎君
五	票	古 田 治四郎君
五	票	田 村 俊次君
五	票	永 安 平吉君

(62)		(61)	
<p>十七票の川島範夏君と十三票の眞藤兼生君がお入りになりました(拍手)夫れではもう一遍當選者を讀みます。</p>		<p>以上のお方が當選でございます。(拍手)</p>	
石川通君	十七票	五票	大澤大之助君
田中鑄太郎君	十三票	四票	武田守信君
田村俊次君	四票	二票	岡本久雄君
大澤大之助君	二票	白票	
川島範夏君	三票		
眞藤兼生君	三票		
勝川直君	三票		
古川治四郎君	三票		
永安平吉君	三票		
武田守信君	三票		
眞藤兼生君	三票		

(64)		(63)	
<p>夫れで何うしても三點以下は當選者にならんとことになつて居ります、郡君、長谷川君、孫澤宇君の三人が當選致しました、二人が足りませんからもう一遍二人の選挙を致します、之も矢張り單記無記名でございます、何うか其のお積りで。</p>		<p>以上十人が御當選になりました。(拍手)十分間休憩致します。</p>	
<p>此の間投票</p>		<p>午後九時五十分再開</p>	
一 票	牧 尙 一君	一 票	郡 茂 行君
一 票	大田 万 吉君	二 票	長谷川 義三郎君
一 票	無記名	三 票	孫 潤 宇君
一 票		四 票	金 井 潤三君
一 票		五 票	金 山 喜八郎君
一 票		六 票	金 山 喜八郎君
一 票		七 票	金 山 喜八郎君
一 票		八 票	金 山 喜八郎君
一 票		九 票	金 山 喜八郎君
一 票		十 票	金 山 喜八郎君
一 票		十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		二十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		三十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		四十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		五十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		六十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		七十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		八十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十一 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十二 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十三 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十四 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十五 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十六 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十七 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十八 票	金 山 喜八郎君
一 票		九十九 票	金 山 喜八郎君
一 票		一百 票	金 山 喜八郎君

(65)

夫れで十七點の瀬底正敏君、四點の金山喜八郎君が御當選になりました。(拍手)夫れではもう一遍讀みます。

郡 茂 行君 長谷川義三郎君
 孫 淵 宇君 瀬底正敏君
 金山喜八郎君

以上五名が御當選でございます。

議案第八「會計検査委員選舉」

○議長(吉田房次郎君)
 御承知の通り會計検査委員は三人でございます、連記無記名でございます。

○議長(吉田房次郎君)
 此の間投票
 御報告致します、投票數三十八、名刺の數三十八合致致しますから開票致します。

(66)

此の間開票

○議長(吉田房次郎君)
 夫れは會計検査委員の選舉の結果を御報告申し上げます。

三十三票	鍛冶静一郎君
三十三票	藤平正男君
三十票	山中鐵一君
四票	吉野上逸七君
三票	足立傳一郎君
三票	白井忠三君
三票	大澤大之助君
三票	野崎誠近君
三票	藤田郁太郎君
三票	小倉知正君
三票	手島喜兵衛君
三票	小谷萬治郎君

夫れで鍛冶静一郎君、藤平正男君、中村鐵一君の三人が御當選になりました。(拍手)

○石川 通君 誠に遺憾であります、私から監督官始皆様に謝意を申し上げます、御承

(67)

知の通り本日は第二十六次臨時民會を御開催になりました、其の中には色々重要議案もございまして、無事之を以て終了することを御希望したのには誠に欣幸に堪へない次第であります、監督官殿夫れに御列席のお方々は長時間色々々の爲に熱心に御指導下さいまして厚く御禮申上げる次第でございます、尙行政委員諸君に於ては、本年三月臨時民會に於て改選せられた後に御選任下さいまして今日迄色々御折願ひしまして無事に其の御任務をお遂げ下さいましたことに就きまして、厚く茲に御禮申上げます、議長に於ては、色々重要な議案を事なくお通しになることが出来たのは實に其の技術人格に俟つ所多大だと信じます、茲に謹んでお禮申上げます、之を以て御挨拶に代へます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
 夫れでは有難うございました、之で閉會致します。

午後十時三十分閉會

(68)

昭和四年第二十六次居留民會臨時會附録

【一】實業復興資金特別會計條例

第一條 實業復興資金ノ收支ハ特別會計トス

第二條 實業復興資金ノ總額ハ金三十萬圓トス
 前項資金ノ内金二十萬圓ヲ興業資金ニ充テ金十萬圓ヲ天津商工業金融組合ニ貸付ス

第三條 實業復興資金ノ貸付期間ハ五箇年以内トス但シ天津商工業金融組合貸付資金ニ付テハ組合ノ成績良好ト認めラルル場合ニ限り在天津帝國領事官ノ認可ヲ得五箇年以内宛期限ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第四條 前項但書ノ延長期限内ニ於テハ利率ヲ年四分迄引下クルコトヲ得

第五條 實業復興資金貸付ニ要スル一切ノ費用ハ本資金貸付利息、預金利息其ノ他ノ雜收入中ヨリ之ヲ支辨ス但シ天津商工業金融組合ニ對スル貸付金ノ取寄費用ハ組合ノ負擔トス

第六條 行政委員會ハ實業復興資金貸付ニ關スル翌年度收支豫算ヲ一月末日迄ニ作成シ之ヲ民會ニ提出ス

行政委員會ハ實業復興資金貸付ニ關スル前年度收支決算及三月末日現在ノ貸付對照表並本貸付金ニ關スル明細書ヲ七月末日迄ニ作成シ之ヲ次期ノ民會ニ提出シ其ノ承認

(70)

(69)

第七條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ行政委員會之ヲ定ム

附 則

本條例ハ昭和四年十二月六日ヨリ之ヲ施行ス

【二】興業資金貸付委員會條例

第一條 天津居留民團ニ興業資金貸付委員會ヲ置ク

興業資金貸付委員會ハ興業資金貸付ニ關スル事項ヲ調査審議シ及資金借受申込人ニ對スル貸付ノ可否、順位、金額、期間其ノ他必要ナル事項ヲ決定ス

第二條 興業資金貸付委員會ハ左ニ掲グル七人ノ委員ヨリ成ル

一、在天津帝國領事官ノ指名シタル者 四 人

二、行政委員會ニ於テ推薦シ在天津帝國領事官ノ認可ヲ經タル者 三 人

委員ハ名譽職トス

第三條 興業資金貸付委員會ニ委員長一人、副委員長一人ヲ置キ委員中ヨリ之ヲ互選ス

委員長ハ委員會ヲ召集シ議長ト爲シ會議ヲ整理シ副委員長ハ委員長故障アルトキ其ノ職務ヲ代行ス

第四條 興業資金貸付委員會ハ委員半數以上出席セサルトキハ會議ヲ開クコトヲ得ス

決議ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス

可否同數ナル場合ハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第五條 委員ノ任期ハ一年トス但シ連任ヲ妨ケス

第六條 委員中副委員長ヲ生シタルトキハ連任ナク補闕ヲ爲スヘシ

補闕委員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第七條 興業資金貸付委員會ニ書記ヲ置キ天津居留民團金融總務部書記ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本條例ハ昭和四年十二月六日ヨリ之ヲ施行ス

【三】興業資金貸付條例

第一條 天津居留民團ハ居留民人ニシテ左ノ條件ヲ具備スル者ニ限リ興業資金貸付委員會ノ決議ヲ經テ興業資金ノ貸付ヲ爲ス

一、支那ニ於ケル動亂及排日貨運動ニ因リ直接若ハ間接ノ損害ヲ蒙リタルモノニシテ引續キ居住營業ノ意思確實ナルコト

二、興業資金借入申込ノ時ヨリ起リ二箇年間繼續シテ天津居留民團課金ノ負擔義務ヲ有シ且之ヲ完納シタルコト

三、前條ニ掲グル者ノ外課金、使用料、手数料、衛生費等天津居留民團ニ對スル納付金ヲ完納シタルコト

第二條 興業資金ノ貸付ハ天津通用ノ銀元ヲ以テス

(72)

(71)

第三條 天津居留民團ハ興業資金ノ内銀六萬弗ヲ限度トシ天津商工業金融組合ニ加入スル者ニ對シ其ノ出資金トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

興業資金ノ貸付金額ハ第一條及第三條ニ依ル貸付金額ヲ合算シ一人ニ付信用貸ニ在リテハ銀二千弗以內保障貸ニ在リテハ銀四千弗以內トス

多數居留民ノ利益ニ影響シ緊急已ムヲ得サル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ拘ラス特別貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ特別貸付ハ興業資金貸付委員會全部ノ承認ヲ要スル外在天津帝國領事官ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 擔保物ハ不動産、商品及有價證券ニ限ル

擔保貸付金額ハ擔保物査定價格ノ半ヲ超過スルコトヲ得ス但シ帝國國債ニ査定價格時價ノ八割以內トス

第六條 擔保物ノ査定價格ハ興業資金貸付委員會ニ於テ之ヲ定ム

興業資金ノ信用貸付ヲ受ケムトスル者ハ二人以上ノ連帶保證人、擔保貸付ヲ受ケムトスル者ハ一人以上ノ連帶保證人ヲ附シ興業資金借受申込書其ノ他必要ナル書類ヲ天津居留民團金融總務部ニ提出シ其ノ願出ヲ爲スヘシ

第七條 興業資金ノ貸付期間ハ五箇年以內、其ノ利率ハ年一割二分トシ貸付ノ翌月ヨリ月賦ヲ以テ元利金ヲ辨濟セン

興業資金貸付委員會ハ借受申込者ノ資産、信用、營業狀態、動亂及排日貨運動ニ因ル損害ノ多寡、借受金ノ用途、資金需要ノ緩急程度、天津ニ於ケル營業本據ノ有無、擔保物ノ適否及價值並連帶保證人ノ資産及信用ヲ調査シタル上貸付ノ可否、順位、金額期間其ノ他必要ナル事項ヲ決定ス

第九條 興業資金ノ貸付ノ決定ヲ受ケタル者ハ資金借受證書其ノ他必要ナル書類ヲ天津居留民團金融總務部ニ提出スヘシ

第十條 興業資金貸付委員會必要ナリト認ムルトキハ借受人ノ資産及營業狀態貸付金使用ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

本委員會ハ借受人ヲシテ前項ニ掲グル事項ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 借受人カ月賦金ノ支拂ヲ怠リタルトキハ連帶保證人ヲシテ即時月賦貸付元利金ノ償還ヲ爲サシム

第十二條 天津居留民團ハ左ニ掲グル場合ニ於テ報告ヲ用キシテ資金貸付契約ノ解除ヲ爲シ借受人及連帶保證人ニ對シ貸付金全額ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得

一、借受人貸付ノ條件ニ違反シタルトキ

二、借受人ノ資産減少シ支拂ノ見込不確實ナルトキ

三、借受人死亡シタルトキ

四、借受人天津ニ居住セザルニ至リタルトキ

第十三條 天津居留民團ハ連帶保證人ニ付前條第二號乃至第四號ノ事項ヲ生シタルトキハ借受人ニ對シ連帶保證人ノ變更ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 本條例ニ關スル細則ハ興業資金貸付委員會之ヲ定ム

前項ノ細則ハ在天津帝國領事官ノ認可ヲ受クヘシ

附 則		本條例ハ昭和四年十二月六日ヨリ施行ス	
【四】 昭和四年度居留民會計實業復興資金歲入出豫算			
歲	入	一、銀貳千貳百弗也	經 常 部
計	出	計銀貳千貳百弗也	經 常 部
一、銀貳千貳百弗也	出	計銀貳千貳百弗也	經 常 部
計	入	計銀貳千貳百弗也	經 常 部
昭和四年度居留民會計實業復興資金歲入出豫算表			
科	目	本年度豫算額	摘 要
第一 實業復興資金	一、興業資金	二〇〇〇〇〇	興業資金貸付銀十萬弗ニ對スル二箇月分利息ノ年利一割二分
二、預金利息	二、預金利息	二〇〇〇〇	興業資金十萬圓ヲ爲替相違銀百二十弗ノ割ニテ交換銀十二萬弗當座預金一ヶ月分利息ノ年利二分
計	入	二二〇〇〇〇	
科	目	本年度豫算額	摘 要
第一 事務所費	一、俸給及手当	一、五五〇〇〇	書記一人(月百弗)四ヶ月分(主任書記ハ兼務トス) 雇員一人(全) 支那人一人(月二十弗)全
二、備品費	二、備品費	八〇〇〇	戸棚、手提金庫、机三、椅子五、帽子掛一、 謄寫版、諸用紙類
三、備品費	三、備品費	一五〇〇〇	
四、消耗品費	四、消耗品費	一〇〇〇〇	
五、公告料	五、公告料	二〇〇〇	
六、宿舍料	六、宿舍料	二二〇〇	
七、雜費	七、雜費	一〇〇〇〇	
第二 雜支	第二 雜支	三〇〇〇〇	

附 則		本條例ハ昭和四年十二月六日ヨリ施行ス	
【五】 特別會計埠頭築造費不足額ノ一般會計ヨリ支出ノ件			
歲	入	一、銀參萬七千參百拾參弗也	臨 時 部
計	出	計銀參萬七千參百拾參弗也	臨 時 部
一、銀參萬七千參百拾參弗也	出	計銀參萬七千參百拾參弗也	臨 時 部
計	入	計銀參萬七千參百拾參弗也	臨 時 部
【六】 昭和四年度居留民會計歲入出追加豫算表			
科	目	本年度豫算額	摘 要
第一 前年度繰越金	一、繰越金	三六、九六三〇〇	
第六 特別會計	第六 特別會計	三五〇〇〇	特別會計埠頭築造費ヨリ支出スヘキ山口街及開口陸軍倉庫並宿舍移轉償費銀五萬弗也ヲ一般會計ヨリ支出スルコト
一、實業復興資金	一、實業復興資金	三五〇〇〇	
計	出	三七、三一一〇〇	
科	目	本年度豫算額	摘 要
第六 國債	第六 國債	七、三三三〇〇	

(77)

<p>第八項第十團債利子 七,三三〇〇〇</p> <p>第十款、家屋移轉補償費 三〇,〇〇〇〇〇</p> <p>第一項家屋移轉補償費 三〇,〇〇〇〇〇</p> <p>計 三三,三三〇〇〇</p>	<p>第一項家屋移轉補償費 山口街陸軍倉庫及開口陸軍宿舍移轉補償費</p> <p>第九三箇月分利子 爲井相親金百圓ニ付銀百三十弗ノ割年利七分五厘</p> <p>昭和四年度第二十六次居留民會臨時會要錄</p> <p>員 五十一名(定員六十名)</p> <p>期 一日(昭和四年十二月五日)</p> <p>會 場 公會堂</p> <p>一、成 績 (省略寸)</p> <p>一、議長及會議係</p> <p>議長 吉田房次郎</p> <p>副議長 大河方吉</p> <p>理事 松本三郎</p> <p>書記 河島誠</p> <p>速記 村岡藻里</p>
---	---

(要錄終)

<p>(Empty)</p>	<p>(Empty)</p>
----------------	----------------